

名古屋城調査研究報告8
名古屋城史料叢書2

国秘録 御巡覧留続篇

名古屋城調査研究センター 編

協力：公益財団法人 徳川黎明会 徳川林政史研究所

2024年3月

ごあいさつ

名古屋城調査研究センターは令和元年（二〇一九）四月に発足し、まる五年を迎えようとしています。この間、展覧会・シンポジウム・印刷物・HP・YouTubeなどで調査研究の成果を発表してきました。印刷物としては毎年刊行している「研究紀要」（二〇二三年一月までで4号）や、令和三年一二月に行われた「シンポジウム 史料が語る名古屋城石垣普請の現場」の報告書（『資料調査研究報告書』1）や、今まで五冊刊行した「埋蔵文化財調査報告書」があります。

また令和五年三月には、名古屋城に関する文献調査の成果として「御巡覧留」を翻刻・刊行しました。「御巡覧」とは、藩主が初めて尾張に入国した際に、天守・本丸御殿などを視察する行事のことです。今年度は「御巡覧留」の統編である「御巡覧留統篇」を翻刻・刊行することになりました。統篇は前編になかった図版が多く収録されていることがひとつ特徴です。

本翻刻集は、「名古屋城史料叢書」2となり、名古屋城調査研究センターで刊行する「名古屋城調査研究報告」8ともなります。本書により名古屋城の歴史的な調査研究の一助になれば、と存知します。

今後とも本センターの出版活動にご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本書の刊行にあたり原資料の所蔵者である公益財團法人 德川黎明会 德川林政史研究所から、原資料の閲覧・撮影・刊行のご許可をいただきました。厚くお礼申し上げます。

令和六年三月

名古屋城調査研究センター

所長 服部英雄

例言

・本書は『御巡覧留続篇』全文を翻刻したものに、若干の解説を付し
刊行したものである。『名古屋城調査研究報告8』『名古屋城史料叢
書2』とした。

・翻刻文と編集は、左の調査研究センターの学芸員・調査研究員が担
当した。

今 和 泉 大
種 田 祐 司
原 史 彦
堀 内 亮 介

謝辞

本書の刊行にあたり、次記の個人および機関の資料提供・調査協力
を賜つた。

(敬称略・五十音順)

公益財團法人 德川黎明会 德川林政史研究所

木 村 慎 平
桐 原 千 文
武 田 純 子
深 井 雅 海
藤 田 昭 子
武 藤 洋 子
藤 田 英 子

目次

「御巡覧留統篇」解題	尾張藩主・一族の天守・本丸御殿等の巡覧記録	翻刻文
序	跋	跋
『御巡覧留統篇二』	『御巡覧留統篇二』	『御巡覧留統篇二』
徳川宗勝	徳川宗勝	徳川宗勝
全般	全般	全般
元文	元文	元文
四年（一七三九）	四年（一七三九）	四年（一七三九）
寛保	寛保	寛政
元年（一七四一）	元年（一七四一）	元年（一七四一）
寛延	寛延	寛政
三年（一七五〇）	三年（一七五〇）	四年（一七九二）
宝暦	宝暦	寛政
三年（一七五三）	三年（一七五三）	四年（一七九二）
宝暦	宝暦	寛政
四年（一七五四）	四年（一七五四）	五年（一七九三）
宝暦	宝暦	寛政
五年（一七五五）	五年（一七五五）	五年（一七九三）
宝暦	宝暦	寛政
七年（一七五七）	七年（一七五七）	六年（一七九四）
宝暦	宝暦	寛政
九年（一七五九）	九年（一七五九）	七年（一七九五）
42	41	40
35	34	33
34	33	32
31	30	28
30	28	25
28	25	24
25	24	20
24	23	16
20	16	6
徳川宗睦	徳川治休	徳川治行
全般	安永	天明
宝曆十三年（一七六三）	元年（一七七二）	六年（一七八六）
天明六年（一七八六）	元年（一七七二）	二年（一七九〇）
寛政二年（一七九〇）	天明六年（一七八六）	二年（一七九〇）
50	53	50
53	54	48
54	55	46
55	56	43
60	60	60

堀内 亮介

はじめに

「国秘録・御巡覧留続篇」は、前号に翻刻を掲載した「国秘録・御巡覧留」の続編にある三冊本である。そもそも「国秘録」とは、名古屋城の百科事典ともいえる『金城温古録』の著者である奥村得義が、同書編纂のために筆写した記録類の総称であり、現在は徳川林政史研究所・東洋文庫・名古屋市蓬左文庫に分蔵されている。内容は尾張藩政や職務内容に関する記録、藩主が参加する儀礼や行事に関する次書など多岐にわたる。「御巡覧留」と「御巡覧留続篇」は「国秘録」の一部にあたり、尾張藩主が名古屋に入国したときなどに名古屋城内を巡査した「御巡覧」（以降は「巡覧」とする）に関する記録となつてゐる。

巡覧の概要については、前号の解題でも解説されているが、改めて触れておきたい。名古屋城の本丸御殿は元和六年（一六二〇）に初代藩主直が二之丸御殿に居館を移して以降、将軍が来訪した際の宿館とされていた。そのため尾張藩では将軍専用の曲輪となつた本丸への日常的な立ち入りが制限されていた。歴代の尾張藩主が名古屋に在城した時も本丸に立ち入ることはほとんどなかつたが、名古屋に藩主として初入国したときなどには、特別に名古屋城を巡査する行事が実施されたのである。

「御巡覧留」には、十代育朝、十二代育莊、十四代慶忠（慶勝）による巡覧記録が収録されている。時代としては文政二年（一八一九）

から嘉永四年（一八五一）までの巡覧記録で、筆者である奥村が活動した時期とほぼ重なる。一巻冒頭の奥村による序文は、弘化四年（一八四七）に書かれたものだが、三巻には後年にあたる嘉永四年の巡覧記録が収録されているため、序文を記した後にも追録していたことが分かる。

「御巡覧留続篇」には、八代宗勝、九代宗睦および宗睦の繼嗣による巡覧記録が収録されている。「御巡覧留」よりも前の時代を収録しているのは、奥村が「御巡覧留」で近年の巡覧記録をまとめた後に筆写したためで、一巻には嘉永七年（一八五三）の年記がある。

これらの記録は、江戸時代における名古屋城本丸や天守の利用について具体的に書かれた数少ない記録となつてゐる。これまで名古屋市博物館や名古屋城天守閣で開催された名古屋城関連の展覧会に出品されており¹、展覧会の国録等では概要が紹介されてきた。近年では、白根孝胤氏によって「御巡覧留」全体の構成と内容が紹介されている。²このように、かねてより知られていた記録で、名古屋城本丸の利用について具体的に分かる重要な史料であるため、前号と今号に分けて御巡覧に関する記録の全文翻刻をおこない、内容を広く一般に公開できるようになつた。

「御巡覧留続篇」の構成と内容

「御巡覧留続篇」三巻三冊のうち、一巻は巡覧記録そのものではなく、例および注意書きのこと)が収録されている。巡覧のあらましについては、城郭天守全般の歴史的考察が含まれていて冗長になつてゐるた

め、以下に名古屋城に関する箇所を抜き出して要点をまとめておきた
い。

まず、尾張藩主の御代始に行う「天守御成」は、初代義直時代からおこなわれていた遺事であるが、七代宗春までは記録が残されており、詳しい行事次第が不明である。そのため、詳細な記録が残る八代・宗勝の御代始に実施された元文四年（一七三九）の天守御成が、以後の巡覧の「亀鑑」になったとしている。また、天守は城内において最も尊ぶべき場所であり、御代始の天守御成も「御国政概要之御一件」であったとしている。換言すると、巡覧とは名古屋城を継承した新たな藩主によって催行された尾張藩の重要な行事であったとしているのである。

次に巡覧記録の「大概」をみていくと、奥村は「寮中残闇之記」、つまり尾張藩の役所に残された巡覧記録を底本として、他の記録からも補足できる事項があれば追記していくことが分かる。また、古義が伝わっていたとされる安永年間（一七七二—一七八一）以前の巡覧記録を「御古格」、古義を顧みないようになつたとされる天明年間（一七八一—一七八九）以降の巡覧記録を「御今例」として区別している。記録が残っている宗勝時代以降については、藩主一代ごとに番号を変えて収録するとしている。実際に、二卷には八代宗勝の巡覧記録、三卷には九代宗暉とその繼嗣による巡覧記録がそれぞれ収録されている。これらの記録は基本的に後世の「亀鑑」として残されていたものとみられ、御用人や御城代などの重臣が巡覧に際して出した命令伝達に関する書類や、具体的な巡覧次第が記されている。文中や欄外には、奥村による注記が朱書きなどで示されており、構成が煩雑で少し分かりづらくなっているが、巡覧記録の詳細や疑義について補足されている。

それぞれの記録の末尾には、一部の巡覧を除いて「御成御道順略図」と称された図面が付属しており、巡覧における道順が図示されている。出典については特に注記がないため、筆写元の記録に付属していた図面なのか、奥村が御巡覧留続篇を筆写した際に追加で書きこした図面なのかは考察の余地が残るが、巡覧経路を知るうえでは重要な図面となっている。

八代宗勝による巡覧

一巻に記された内容を踏まえて「御巡覧留続篇」の二巻と三巻に収録された宗勝時代および宗暉時代の巡覧記録についてそれぞれ要点を抜粋して確認していく。

二巻には、八代宗勝による巡覧記録が収録されている。冒頭に付けられた年表をみると、宗勝は通常の巡覧を四度、「御巡覧留続篇」の記録中で「俄巡覧」と称される臨時巡覧を四度の、計八度実施していることが分かる。このうち、寛保元年（一七四二）の正式巡覧には記録だけで図面がないが、その他の七度については記録と図面が収録されており、巡覧内容や巡覧経路が具体的に分かる。

宗勝は、元文四年（一七三九）正月に藩主として名古屋に初入国を果たすと、同年九月二十三日に初巡覧を実施した。この元文四年の巡覧は、先述の通り記録が残っているうちでは最も古い時期の巡覧である。

このときの経路をみると、宗勝は九半時（午後一時頃）に二之丸御殿の御露地口を出御し、本丸南門を通って天守へと向かった。天守の最上階にあたる五重目には藩主の御座所があり、宗勝は御座所に着座

し、尾張藩の重臣である御年寄・御城代と対面して駿斗鮑を下賜した。

重臣たちとの対面儀礼終了後、宗勝は小天守と本丸の多門櫓を巡り、

各櫓に保管されていた武具類を視察した。小天守と御具足多門には家

康や歴代藩主の具足があり、宗勝による実見があった。続いて御旗多

門・御鎧多門を巡っているが、このときは宗勝に同道していた御旗奉

行・御鎧奉行がそれぞれの管轄場所を案内した。その後は本丸御殿に

入り、本丸御足軽頭の大津新五左衛門と対面して駿斗鮑を下賜した。

御殿から出た後は、御深井丸にあった武具藏を巡っているが、ここで
も武具の管理を担当していた御弓矢奉行・御鉄炮奉行・玉葉奉行が案
内をおこなっている。最後に御深井丸番頭の先導で西之丸を回ったの
ち、御露地口から二之丸御殿に帰郷した。

元文四年の巡覧では、天守五重目で御年寄や御城代らの重臣、本丸
御殿で御本丸御足軽頭との対面儀礼が実施されていた。このような対
面儀礼は、以降の正式巡覧ではすべて継承されており、巡覧における
必須行事となっていたことが分かる。

また、宗勝の正式巡覧では、すべての巡覧で天守に入つてから本丸
御殿に入り、御深井丸へと向かう経路が採られている。御深井丸では
各蔵を巡回しているが、西之丸に関しては特に巡回した場所が記され
ておらず、西之丸東側の透御門と吹貫御門を通過したことだけが確認
できる。天守を最優先にしていることから、本丸の視察、とりわけ「天
守御成」が重要視されており、御深井丸や西之丸を含めた城内全体の
視察についてはそれほど考慮されていなかったことが推測される。

宝曆修理と「俄巡覧」

宗勝時代には、通常の巡覧のほかに「俄巡覧」と称された臨時巡覧
が実施されていた。俄巡覧という言葉は、筆者である奥村が正式巡覧
と区別するために名付けた便宜上の用語であるとみられ、正式巡覧と
は別の目的で宗勝が天守御成をしたことを指している。

具体的には、宝曆二年（一七五二）から宝曆五年にかけて実施され
た「宝曆修理」と呼ばれる天守修理の視察と、宝曆七年に藩領内で発
生した洪水を遠見した際の天守御成を指している。これらは巡覧では、
基本的に藩主の居所である二之丸御殿と天守を往復するのが筋であり、
本丸御殿や多門櫓については、ほぼ経路に含まれていなかつた。
まずは、宝曆修理に際して実施された俄巡覧について順を追つてみ
ていきたい。そもそも宝曆修理とは、天守台石垣西北隅の沈下に起因
する天守の傾きを是正するため、天守と石垣の解体とともになつた大
規模な天守修理であり、宗勝は修理中の天守を三度にわたって視察し
ている。

宗勝は宝曆修理の開始前にあたる寛延三年（一七五〇）二月に三度
目の正式巡覧を実施しているが、巡覧の途中で御深井丸の北側から天
守台石垣に生じていた孕み出しを視認している。奥村の注記によると、
このときの巡覧が宝曆修理の発端であるとしている。実際に、巡覧直
後の同年七月には、重臣や作事奉行によって天守修理に関する計画が
話し合われていたことが知られている。

宝曆修理は、宝曆二年三月に始まり、本丸内堀や周辺には天守に直
接入るための棧橋や作業道となる足場が設置された。修理中は巨大な

引き上げ装置を用いて天守の揚屋をおこない、同年十二月十日から翌宝暦三年二月二十九日にかけて、天守台石垣北面の解体がおこなわれた。宗勝による天守巡覧が実施されたのは、石垣北面の解体が一段落した宝暦三年五月九日であった。

このときの経路は、正式巡覧とは大きく異なっていた。まず宗勝は二之丸御殿を出御して、本丸東側の元御春屋を通り抜けて塩蔵構経由で御深井丸に入り、東御弓矢多門付近で解体された天守台石垣を北側から視察している。

石垣視察の後、天守北側に設置された仮設入口である棧橋を通て直接天守に入り、五重目まで登った。天守では修理を担当していた作事奉行が先導し、御城代筆頭の大通寺主水と小性衆がそれに続き、藩主に近侍して御側御用人と御城代の野崎主殿・加々島七郎左衛門が同行していた。なお、天守五重目の対面儀礼に関する記載はないため、このとき対面儀礼が実施されたかは不明である。

天守に登った後、西面石垣の「切抜」に向けて架けられたもう一つの棧橋を渡つて、御深井丸に仮置された大石と天守台石垣西北隅の状態を確認した。そこから普請・作事奉行の詰所になつていた御深井丸番所に入つて茶とたばこを嗜んだ。番所では石垣運搬に用いた「小さる」という道具の使い方が実演された。その後、不明門を通つて本丸に戻り、往路と同じく元御春屋を通つて二之丸御殿に帰御した。

二度目の巡覧は、宝暦四年閏二月二十日に実施された。宗勝は同年

三月朔日に江戸へ出立しており、出立直前の巡覧であったことが分かっている。ちょうど天守台西面石垣の解体が完了していた時期で、宗勝出立後の三月四日には石垣の積み直し工事を控えていた。宗勝の在国に解体された状態の天守台石垣を視察できるよう、巡覧を踏まえた修理

計画を組んでいたことが想定される。経路は宝暦三年の巡覧とほぼ同様だが、帰路に本丸御殿に立ち寄つている点が異なっている。

三度目の巡覧は、修理完了後の宝暦五年五月十九日に実施された。宝暦修理は同年一月に完了していて、この巡覧は完成直後の天守視察と功労者に対する褒賞の下賜が目的であったとみられる。巡覧自体は前日に急速決定したようで、側近である御側同心から御城代に対しても翌日の朝五半時に巡覧があるため、急ぎ準備をするよう通達が出されている。

巡覧当日、宗勝は本丸東側の元御春屋から本丸東門を通つて、正式巡覧のときと同様に小天守経由で天守に入り、天守五重目に着座した。なお、「御巡覧留続篇」では詳しく記されていないが、宝暦修理に歎功のあつた作事奉行などの家臣に褒賞を下賜していることが知られている。

帰路については、不明門を通つて御深井丸側から修復された天守台石垣を視察した後、西之丸経由で西拍子木御門を通つて二之丸御殿に帰御している。

石垣を視察した後、西之丸経由で西拍子木御門を通つて二之丸御殿に宝暦修理における三度の巡覧は、この大規模修理が尾張藩ひいては藩王にとっての重要行事であったことを示す一例である。また、褒賞の下賜も天守五重目で実施されており、巡覧に宗勝の意向が強く働いていたことが推測される。

宝暦七年枇杷島洪水と「俄巡覧」

宝暦七年（一七五七）五月二日から四日にかけて降つた大雨によつて、名古屋城の北西では河川の氾濫が発生した。特に春日井郡の枇杷

島以西は洪水によって海のような状態になり、尾張藩は被災した窮民に対して飯粥を遣わした。¹⁹⁾

宗勝自身も被災状況を確認するため、同年五月九日に急遽天守巡覧を決定した²⁰⁾。展望を主目的として天守を使用していることが分かるほぼ唯一の事例である。宗勝の側近である御側同心頭の成瀬半太夫は、御城代を呼び出し、四半時（午前十一時頃）に巡覧の実施が決まつたため、本日の夕御膳後に巡覧が実施される旨を伝えた。

宗勝は宝暦修理のときと同様に二之丸御殿から元御春屋と本丸東門を経由して天守に登り、帰路も同じ道筋を通っている。

この巡覧に際して、御城代の野崎主殿は大手馬出の拍子木御門を通行するとの情報を伝えていたが、実際に通行しておらず、情報が錯綜していたことが推測される。御城代が巡覧の統括者として突発的に計画された巡覧にも対応して、関係のある諸役人に指示を出していた様子がうかがえる。

ときの巡覧経路は宗勝の巡覧とほぼ同様だが、鉄砲蔵であった御深井丸の御三階にも入ったことが記されている。

次に残る記録は、宗睦が六度目に入国したときの天明六年二月十日巡覧であり、初巡覧から二十年以上が経過している。この間については、安永元年の治休による巡覧記録だけが残されており、巡覧記録の欠落がないとすれば、宗睦による巡覧は久しく実施されていなかつたことになる。

天明六年巡覧の経路は、宝暦十三年巡覧までの経路とは若干の相違がある。具体的には、宗睦が二之丸御殿を出て最初に入るのが本丸御殿になっており、天守を後回しにしている。直近に実施された安永元年の治休巡覧と同様の経路を探っているため、安永元年巡覧を参考にしたことなどが推測される。本丸御殿と天守を入れ替えた理由は書かれていらないが、本丸南門から本丸に入った場合、天守に向かうよりも玄関から本丸御殿に入ったほうが経路を短縮できることから、合理的な理由での変更であったとみられる。

寛政二年巡覧と後世への継承

三巻には、九代宗睦時代の巡覧記録が収録されている。冒頭の年表を見ると、宗睦による巡覧が三度、宗睦の世嗣である治休²¹⁾と治行²²⁾による単独巡覧が三度実施されたことが分かる。また、宗睦の弟である松平勝長は、単独での巡覧はないものの、安永元年（一七七二）の治休巡覧と天明六年（一七八六）の宗睦巡覧に同行している。

ここでは、宗睦自身による巡覧記録について確認したい。宗睦は宝暦十一年（一七六一）に死去した宗勝の後を継ぎ、藩主として初入国した宝暦十三年（一七六三）の八月十九日に初巡覧を実施した。この

寛政二年（一七九〇）二月十八日の巡覧は、宗睦による最後の巡覧であり、文化八年（一八一〇）の十代斉朝による初巡覧で参照された記録とされている。斉朝の文化八年巡覧については「御巡覧留」に記録が残されていないが、記録が残っている文政二年（一八一九）以降の巡覧ではすべて本丸御殿から天守に向かうルートを採用しており、寛政二年の巡覧次第が後世に参考にされていたことは間違いない。

宗睦はこの巡覧を実施した直後に江戸へと上り、寛政十一年（一七

九九⁽¹⁴⁾に死去するまで名古屋に帰国することはなかつた。さらには、宗睦没後に尾張藩を継承した齊朝は当時幼齢であったため江戸で過ごしており、文化八年の初入国まで二十年以上にわたって名古屋城に藩主が不在であった。この期間は当然藩主自身による巡覧が実施されなかつたため、直近の寛政二年巡覧が参照され、以降の巡覧にも継承されたとみられる。

このように、寛政二年の巡覧次第は「御巡覧留」に載つてゐる後世の巡覧次第に多くの内容が引き継がれてゐるため、巡覧内容について少し詳細に見ていく。

巡覧三日前の二月十五日、御城代の中條東四郎は、御城代配下の諸役人に対して、十八日に宗睦の巡覧があるため、掃除などの準備をするよう命令を出している。

なお、寛政二年巡覧の場合は巡覧準備に関する記録が少ないため、やや分かりづらいが、「御巡覧留」に載つてゐる後世の記録には準備段階の命令伝達に関する記録が残つてゐる。⁽¹⁵⁾これらの記録をみると、最初に藩主の側近である御用人が巡覧実施の旨を御城代に伝達し、御城代が本丸を管理する諸役所に準備を命じる流れになつてゐることが分かる。

二月十八日の巡覧当日、宗睦は駕籠に乗つて二之丸御殿の御敷寄屋口（御露地口）を出発した。本丸南側の入口である大手馬出の東拍子木御門では、巡覧に参加する諸役人たちが宗睦を出迎えた。東拍子木門左手には御城代、南には御城代の配下である同心小頭・御鉄炮奉行・御具足奉行・御天守鍵奉行、西には御旗奉行・御鎗奉行・御弓矢奉行、御作事奉行が控えていた。また、南二之門の左手には、本丸の警衛責任者である御本丸御足軽頭が控えていた。

出迎えでは、藩士の格によつて藩主からの御意（声掛け）を受けられる者と受けられない者に分かれていた。巡覧全体の案内役である御城代を筆頭に、役三百石クラスの御本丸御足軽頭・御旗奉行・御鎗奉行・御弓矢奉行・作事奉行は御意を受けたが、御城代の配下であつた役高百五十石クラスの同心小頭たちは御意を受けておらず、役職によつて扱いに明確な差があつたことが分かる。

家臣による出迎えを受けて本丸南門を通過した宗睦は、本丸御殿の玄関で駕籠を降り、御城代の先導で御殿を巡つた。御殿内の御書院には宗睦の御座所が設けられており、本丸の御本丸御足軽頭との対面儀礼がおこなわれ、宗睦から御本丸御足軽頭に対して熨斗鮑が下賜された。対面儀礼終了後、宗睦は本丸御殿を出て天守に向かつた。天守五重目には、本丸御殿の御書院と同様に御座所が設けられていた。このときの巡覧次第には天守五重目の対面儀礼についての記載がないものの、他年の巡覧次第では、年寄・御城代に熨斗鮑を下賜しているため、このときも重臣との対面儀礼が実施されたとみられる。

天守を出た後は、小天守と本丸御殿の間にあつた両錠口から本丸西側の御具足多門に入り、左回りで御旗多門・御鎗多門・御櫓多門を巡つた。これらの多門には各種武具が保管されており、宗勝初巡覧のときと同様に、御旗奉行や御鎗奉行などの担当役人がそれぞれ宗睦を案内した。

多門櫓の巡覧後は、本丸東門から元御春屋と塩蔵構を経由して御深井丸に入った。御深井丸では東西御弓矢多門・御三階櫓・鉄多門・御筒藏・磨藏・御旅筒藏を巡覧し、その後、透御門と吹貫御門を通つて西之丸に入つた。吹貫御門前にあつた番所前では、御深井丸の警衛責任者である御深井丸番頭が控えており、彼には宗睦からの「御意」が

あつた。西之丸では御米蔵御門を通つて御蔵構に入り、そこから麻木多門・硫黄多門を巡つて、最後に大手馬出の西拍子木御門から二之丸御殿に帰御して巡覧を終えた。

寛政二年巡覧における家臣の待機場所および対面儀式については、後世の齊朝・齊莊・慶勝による巡覧でも変わらず実施されており、巡覧次第が受け継がれていたことが分かる。また、巡覧経路についても、御深井丸と西之丸の巡覧場所に多少の異同はあるが、本丸御殿に入つた後で天守に向かう経路については変わらず継承されている。

宗睦の世嗣による巡覧

宗睦時代の特徴は、宗睦の世嗣による単独巡覧が三度実施されていることである。宗睦の藩主在任期間は宝暦十一年（一七六一）から寛政十一年（一七九九）までの三十九年間で、以降の藩主と比較しても長期間であるため、成人した世嗣による巡覧も実施されていたとみられる。なお、宗睦の世嗣は家督を継いだ齐朝以外全員早世しており、単独巡覧を実施した治休と治行も、宗睦の藩主在任中に家督を継ぐことなく死去している。

宗睦の世嗣による巡覧について順を追つて確認しておきたい。まず、宗睦の長男で最初の繼嗣であった治休は、安永元年（一七七二）四月に名古屋に初入国し、同年九月二十三日に巡覧を実施した。この巡覧には治休のほか、宗睦の弟である松平勝長も同行している。

巡覧経路については文中には書かれていないが、図面上では示されている。基本的には宗睦による宝暦十三年（一七六三）巡覧と同様の経路を採用しているが、天守と本丸御殿に向かう順序が入れ替わつて

おり、本丸御殿に入つてから天守に向かうルートになつてている。宗睦による巡覧の項で先述したとおり、後年にあたる宗睦の天明六年（一七八六）巡覧と同様のルートであるため、藩主自身の巡覧でもこのときの経路が参考にされたことが推察される。

治休は初巡覧から二年後の安永三年（一七七四）に死去しており、この巡覧が最初で最後の巡覧となつた。次いで宗睦の次男である治興が世嗣となつたが、安永五年に名古屋に入国することなく江戸で死去したため、必然的に巡覧も実施されていない。

治興早世後の安永六年（一七七六）、宗睦は高須松平家から治行を養子に迎えて世嗣とした。治行は天明六年（一七八六）四月に世嗣となつてはじめて名古屋に入国し、同年十一月二日に単独で巡覧を実施している。同年二月には宗睦自身が巡覧を実施して三月に江戸へ上つて、そのまま江戸で暮らすこととなる。治行は宗睦と入れ替わりで入国し、巡覧を実施したことになる。

巡覧経路は、治休による安永元年巡覧、宗睦による天明六年巡覧と同じルートが採られている。奥村の注記では、この巡覧は治行の初巡覧であるため、宝暦十三年の宗睦初巡覧の例に倣うのが相応だが、実際にには近年の巡覧と同じルートを採用しているため、この時期から旧来の形式が失われていったと考察している。また、治行は次に名古屋に入国した天明九年（一七八九）二月にも巡覧を計画しているが、二度の延引を経て最終的には実施されなかつた。

治行による最後の巡覧は、寛政四年（一七九二）の二月二十七日に実施された。このときの巡覧次第は宗睦の寛政二年巡覧とほぼ同様で、東拍子木門での家臣による出迎えなども実施されている。世嗣による巡覧であつても正当な尾張藩の後継者であることを確認するため、藩

主の巡覧次第とほとんど変わりなく巡覧を実施していたことが推測される。

ただし、本丸御殿や天守五重目で着座しているのは確かだが、対面行事が実施されたかは記載がないため不明である。

巡覧の目的と巡覧経路の変遷

最後にまとめとして、これまで見てきた「御巡覧留」と「御巡覧留続篇」の巡覧記録を改めて比較し、巡覧経路の変遷などを確認するとともに、尾張藩における巡覧の目的について考察したい。

元文四年（一七三九）の宗勝初巡覧から宝暦十三年（一七六三）の宗睦初巡覧までは、藩主は二之丸御殿を出御して最初に天守に登り、次いで本丸御殿に入り、本丸東門もしくは不明門を経由して御深井丸を巡ったのち、西之丸を通過して二之丸へと帰御するルートを採用している。しかし、世嗣による巡覧では安永元年（一七七二）の治休巡覧以降、藩主の巡覧では天明六年（一七八六）の宗睦巡覧以降は、二之丸御殿を出御して最初に本丸御殿に入り、御殿東側の中矢間（中之口）から出て天守に向かうルートに変更された。また、天守を出た後は御深井丸を巡ったのち、西之丸の各蔵を経由してから二之丸に帰御している。なお、宗睦時代については西之丸における巡覧場所が具体的に記されていないが、斉朝時代以降の記録では、米蔵構や月見櫓、麻木多門などを経由していたため、同様の経路を採用していたことが推測される。

天守と本丸御殿の巡覧順序が入れ替わった理由については記述がないため不明だが、奥村が安永年間以前を古体、天明年間以降を今体と

していいたのは、この巡覧経路の違いを考慮したためである。「御巡覧留続篇」一巻にある巡覧のあらましから推測すると、本来の巡覧とは、藩主による「天守御成」を実施するための行事であり、城郭の象徴である天守に登ることを最重視していたものと思われる。しかし、時代を経るにつれて、藩主が天守だけでなく城内の各施設を巡る行事に変容していくことが考えられる。実際に、「御巡覧留」にある天保十一年（一八四〇）の十二代齊莊による初巡覧以降は、本丸御殿・天守・本丸の多門櫓・塩蔵構・御深井丸・西之丸の各施設を巡るようになつており、後年になるにつれて、名古屋城を継承した尾張藩主による城内全体の視察としての意味合いが強くなつていてることがわかる。

また、「御巡覧留」と「御巡覧留続篇」にある藩主による正式巡覧の記事では、ほんどの巡覧において、天守五重目で御年寄や御城代ら重臣との対面儀礼、本丸御殿で御本丸御足輕頭との対面儀礼が実施されており、その時々の役職者に対して熨斗鮑の下腹がなされた。天守御成の遺事を引き継いだ初期の巡覧と後世の巡覧では、経路に若干の違いがあるものの、基本的には藩主と臣下の君臣関係を形式的に確認する行事であることは変わっていなかつた。藩主の初入国における巡覧が特に重視されていたことも、新たな藩主が名古屋城の中核を巡って尾張藩を継承するという意味合いが強かつたためだと推測される。

本解題では、具体的な儀式次第や事前の準備、家臣の動員など細かい部分については触れられず、概要を述べるにとどまつた。繰り返しになるが、前号と今号で刊行した「御巡覧留」と「御巡覧留続篇」は、江戸時代の名古屋城でおこなわれた行事の詳細が分かる貴重な記録であり、検討を重ねていくべき史料であると思われる。当センターとし

ても、今回の史料集をもとに、更なる調査を進めていきたい。

注

- (1) 名古屋市博物館企画展図録「名古屋城を記録せよ！名古屋城百科『金城温古錄』の誕生」(二〇〇八年)、名古屋城特別展図録「名古屋城百科『金城温古錄』」(二〇一三年)
- (2) 「近世城郭の最高峰 名古屋城」(二〇一八年)、名古屋城検定実行委員会発行
- (3) 四四、「五四百所収『管理・修理』」
- (3) 德川宗勝(一七〇五—一七六一)。尾張藩八代藩主。もとは二代光友の庶子である松平友者の実子。義子として高須松平家を相続したのち、七代宗春の後を繼いで尾張藩主となつた。藩主在任期間は元文四年(一七三九)から宝暦十一年(一七六一)。諱号は源載。
- (4) 宝暦修理の経過については「御天守修復取扱り令惣出走仕様之大法」(名古屋城総合事務所蔵、「名古屋城調査研究センター研究紀要」1号「資料紹介」)、名古屋城天守宝暦大修理関係史料と「仕様之大法」(二〇一九年)に翻刻掲載)に詳しく述べてある。以降の本文で引用した宝暦修理の日程は同書の記述にもとづく。
- (5) 宝暦修理時の巡覧に関する記録の一部は宝暦修理の関連記録である「国秘録 御天守修復後下」(徳川林政史研究所蔵)にも引用されている。とりわけ宝暦三年と宝暦五年に関しては「御天守修復取扱り令惣出走仕様之大法」で「切抜」と称されている。宝暦修理においては仮設の棟橋が架けられており、資材や人員の搬入経路となっていた。
- (6) 「国秘録 御天守修復 中」(徳川林政史研究所蔵)
- (7) 「天守台石垣西面上部に残る開口部の痕跡のこと。慶長築城時の繩張変更に起因する痕跡ともみられる。前掲(4)「御天守修復取扱り令惣出走仕様之大法」では「切抜」と称されている。宝暦修理においては仮設の棟橋が架けられており、資材や人員の搬入経路となっていた。
- (8) 「小策車」と呼ばれる滑車を用いた引き上げ装置、もしくは「猿籠(サルコ)」と呼ばれる索道用の駕籠のこと。猿籠については田淵実夫「石垣」(一九七五年、法政大学出版局)一九六頁に解説がある。
- (9) 「御記録」(宝暦五年五月十九日条)、「国秘録 御天守修復 中」(ともに徳川林
- (10) 「編年大略」(宝暦七年四月末—五月四日条)、「名古屋叢書」第四巻所収、名古屋市教育委員会編)。枇杷島は名古屋城の西にある地名。
- (11) 前掲(10)「編年大略」では五月十日に巡覧したことになっている。
- (12) 德川宗睦(一七三三—一七九九)。尾張藩九代藩主。八代宗勝の実子。藩主在任期間は宝暦十一年(一七六一)から寶政十一年(一七九九)。諱号は源明。
- (13) 德川治休(一七五三—一七七三)。九代宗睦の長男。尾張藩世嗣となつたが早世。諱号は源孝。
- (14) 德川治行(一七六〇—一七九三)。もとは九代宗睦の弟にあたる高須松平家三代・松平義敏の実子。徳川治休・治興の早世後、高須松平家から宗睦の養子となつて尾張藩世嗣となつた。諱号は源白。
- (15) 松平勝長(一七三七—一八一一)。八代宗勝の六男で九代宗睦の弟。掃部頭。法号は亮謙院。
- (16) 世嗣による巡覧を含めると寛政四年(一七九二)治行巡覧が直系の巡覧となる。
- (17) 例えは「御天守閣」に収録された天保十一年(一八四〇)三月三日の十二代齊莊による初巡覧は、事前の記録が比較的詳しく述べられており、前年十二月の段階で御用人から御城代に巡覧実施の通達があり、二月には御城代配下の諸役人たちに巡回準備を命じていることが分かる。
- (18) 德川治興(一七五六—一七七五)。九代宗睦の二男。治休死去後に尾張藩世嗣となつたが名古屋に入国することなく早世した。諱号は源昭。

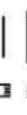
名古屋城 郭内図 (本丸・御深井丸・西之丸)

18世紀後半～19世紀前半頃
「御本丸御子ノ丸」(名古屋市博物館蔵)をもとに作成

凡例



堀



門



堀

石垣・土居

本丸

- ① 大天守
- ② 小天守
- ③ 本丸御殿
- ④ 真足多門
- ⑤ 末申櫓門 (西南隅櫓)
- ⑥ 南一之門 (表一之門)
- ⑦ 振巳櫓門 (東南隅櫓)
- ⑧ 鎌多門
- ⑨ 芒和市多門
- ⑩ 荒一之門
- ⑪ 鎌多門
- ⑫ 丑寅櫓 (東北隅櫓)

元廊下櫓
(揚手馬出)

元廊下門
(揚手馬出)

御深井丸

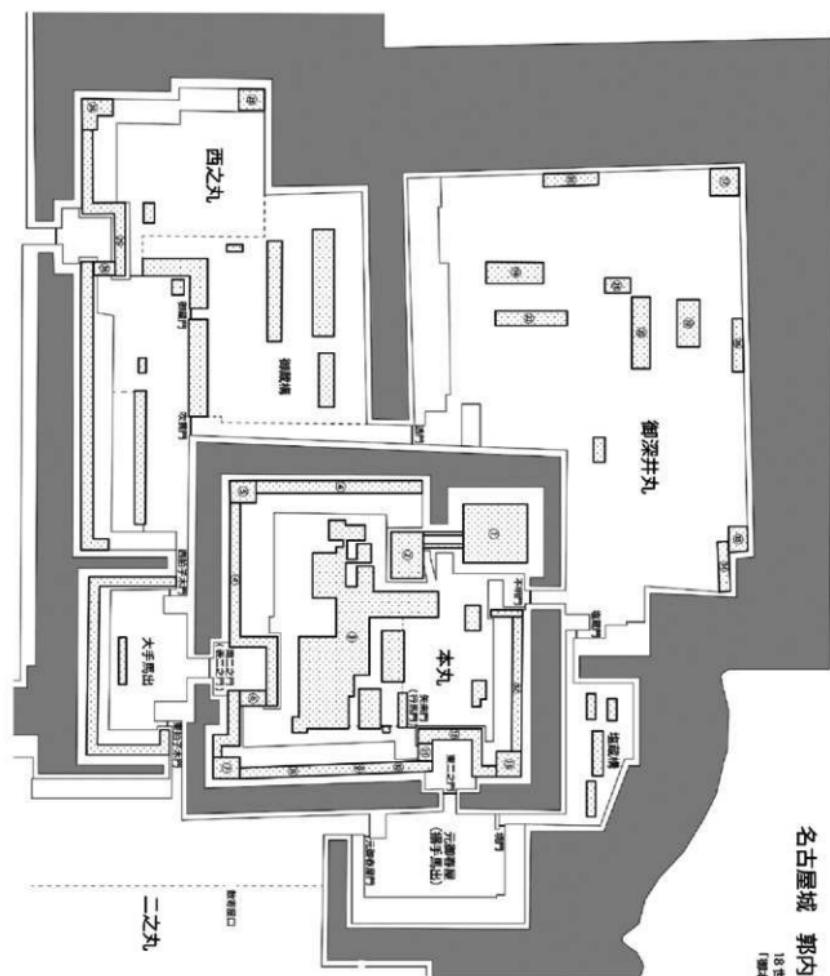
- ③ 弓張矢多門
- ④ 号弓矢多門
- ⑤ 西弓矢多門
- ⑥ 三箭櫓 (或亥卯酉・西北隅櫓)
- ⑦ 鎌多門
- ⑧ 六箭櫓 (鉄炮櫓)
- ⑨ 大箭櫓 (鉄炮櫓)
- ⑩ 鎌多門
- ⑪ 鎌多門
- ⑫ 旗面櫓

元廊下門

二之丸
大手門

西之丸

御深井丸



- ① 月見櫓
- ② 木中櫓 (二階櫓)
- ③ 鎌多門 (或鎌多門)
- ④ 鎌多門

備考：「表門」～「複多門」の数字は巡覧の順。○は順番不明

西側多門：御具足多門 南側多門：御具足多門 東側多門：御鎧多門・御旗多門・荒和布多門・複多門 北側多門：複多門

元御 春屋	塩蔵	不明門	御深 井丸	西北 隅櫓	西之丸	月見櫓	複多門	図版	備考	出典
									入国1回目 順路不明	鶴鳴籠中記
									入国1回目 順路不明	尾瀬世紀
		○							入国1回目 順路不明	編年大略
8	9		10					(2)	入国1回目	御巡覧留続篇二編
									入国2回目 順路不明	御巡覧留続篇二編
7	8	9						(3)	入国6回目	御巡覧留続篇二編
1,7	2	5	4					(4)	天守修復見分1回目 内堀の棧橋を使用	御巡覧留続篇二編
1	2	5	4					(5)	天守修復見分2回目 内堀の棧橋を使用	御巡覧留続篇二編
4		1						(6)	天守修復見分3回目	御巡覧留続篇二編
1,5								(7)	水害による窮民救済のため	御巡覧留続篇二編
8		9						(8)	入国11回目	御巡覧留続篇二編
6	7		8	9				(9)	入国1回目	御巡覧留続篇三編
9	10		11	12	13	14		(12)	入国1回目	御巡覧留続篇三編
9	10		11	12	13	14			治休1に同道	御巡覧留続篇三編
9	10		11	12	13			(10)	入国12回目 松平勝長を同道	御巡覧留続篇三編
9	10		11	12	13				宗睦2に同道	御巡覧留続篇三編
9	10	11	12	13	14		15	(13)	入国1回目	御巡覧留続篇三編
									入国2回目 順路不明	御巡覧留続篇三編
9	10		11	12	13			(11)	入国13回目	御巡覧留続篇三編
9	10		11	12	13		14	(14)	入国3回目	御巡覧留続篇三編
11	10	7	8	9					入国5回目	御巡覧留一編
									入国7回目 中止	御巡覧留一編
		5	6	7	8	9			隠居後1回目	御巡覧留一編
		4	5	6	7	8			隠居後2回目	御巡覧留一編
9	10		11	12	13	14			入国1回目	御巡覧留二編
									入国2回目 順路は齊莊1とはば同じか	御巡覧留二編
9	10		11	12	13	14	15		入国1回目	御巡覧留三編
									入国1回目 順路不明	尾州御小納戸日記

尾張藩主・一族の天守・本丸御殿等の巡覧記録

No	年	西暦	月日	巡覧者	表門	本丸 御殿	天守	西側 多門	南側 多門	東側 多門	北側 多門	東門
1	元禄8年	1695	正月26日	3代綱誠1			○					
2	宝永6年	1709	10月27日	4代吉通1			○					
3	享保3年	1718	3月6日	6代継友1		○	○	○	○	○	○	○
4	元文4年	1739	9月22日	8代宗勝1	1	5	2		3	4	6	7
5	寛保元年	1741	9月22日	8代宗勝2								
6	寛延3年	1750	2月24日	8代宗勝3	1	4	2		3		5	6
7	宝暦3年	1753	5月9日	8代宗勝4			3					6
8	宝暦4年	1754	閏2月20日	8代宗勝5	7	6						
9	宝暦5年	1755	5月19日	8代宗勝6			2					3
10	宝暦7年	1757	5月10日	8代宗勝7			3					2,4
11	宝暦9年	1759	9月22日	8代宗勝8	1	4	2	3		5	6	7
12	宝暦13年	1763	8月19日	9代宗睦1	1	4	2	3				5
13	安永元年	1772	9月23日	治休1 (宗睦世子)	1	2	3	4	5	6	7	8
14	安永元年	1772	9月23日	松平勝長1 (宗睦弟)	1	2	3	4	5	6	7	8
15	天明6年	1786	2月10日	9代宗睦2	1	2	3	4	5	6	7	8
16	天明6年	1786	2月10日	松平勝長2	1	2	3	4	5	6	7	8
17	天明6年	1786	11月2日	治行1 (宗睦世子)	1	2	3	4	5	6	7	8
18	天明9年	1789	2月10日 (中止)	治行								
19	寛政2年	1790	2月18日	9代宗睦3	1	2	3	4	5	6	7	8
20	寛政4年	1792	2/13→2/23→ 2月27日	治行2	1	2	3	4	5	6	7	8
21	文政2年	1819	9/13→ 9月23日	10代斉朝1	1	2	3	4	5	6		
22	文政6年	1823	11月5日 (中止)	10代斉朝								
23	天保2年	1831	2/22→2/24→ 2/28→3月11日	10代斉朝2	1	2	3	4				
24	天保6年	1835	2/20→ 3月17日	10代斉朝3	1	2	3					
25	天保11年	1840	2/21→2/27→ 3月3日	12代斉莊1	1	2	3	4	5	6	7	8
26	天保14年	1843	閏9/27→ 閏9月28日	12代斉莊2								
27	嘉永4年	1851	4/29→5/4→ 5月23日	14代慶勝1	1	2	3	4	5	6	7	8
28	安政6年	1859	11/9→ 11月13日	15代茂徳1		○	○	○	○	○	○	

翻刻文の凡例

表記方法

・開字は一字分空白に、平出は二字空白にした。

・単語の並列は「・」を入れた。

・割注・朱書・挿入・抹消（削除）の表記は以下のとおり

〔 〕……割り注

〔 〕……朱書。朱書はすべて後に追加された文字と思われる。

()……挿入。墨字のみ

()……抹消（削除）

・欄外の記載は冒頭に（欄外）と記し、該当箇所を「」で示した。

漢字使用法

・漢字は人名など固有名詞を除き、原則常用漢字としたが、原本に従つたものもある。

・異体字も常用漢字にした。

・変体仮名の助詞は、漢字のままとした。

（例）茂（も）者（は）江（エ）与（ト）而（テ）
尔（に）而已（のみ）

その他

・太字は、名古屋城調査研究センターで付けた見出しが、原文にはない。

〔表紙題簽〕
「閉秘錄 御覽留續篇 一」

〔中題〕
「蓬左文庫」

〔朱文方印〕
「發端」

「御巡城舊蹟署 二」

序

御巡城舊蹟署私記序

名古屋御城御經營ハ慶長十五年庚戌尔て、其始 源敬公様 御本丸
 尔 御座被遊しか、元和年に至て二之丸尔 御住居の御催し、同三年
 頃 御殿も追々御出来寄、同六年庚申の頃二之丸 御新殿御御移徙
 の由、同九年癸亥 将軍 宣下 御上洛之 御帰路 名古屋御城御
 本丸おるて、八月十二日ハ 公方様、同廿三日ハ 神君様御養應
 の御事御座被為 在〈御座之〉「乃」よし、此等の御用意成し奉らせ
 給ふ尔てかおはしまし候やらん、早く二之丸 御移徒も被為 成ぬ
 るかとは窺ひ奉れとも、御座所の御趣ハ昔へハ 御本丸の通「り」
 の御立格なり、尔来御代始必先 御天守に被為 成御例 御代々の
 御式礼、併 公邊の御模範 御国初の 御嘉例、皆是 敬公様御
 以来の御遺事〈成、「なる」へし、然れども 章善院様御代までの
 御事ハ委（し）く分り難しと 源戴公様 御代始 御天守 御成
 御祝式相畢て後、御矢倉・御多門・御本丸御殿等 御巡覽の御次
 第後の鑑たり、今日の御事上々の御方々様ニも御祝儀 仰上られ、又
 御臣下衆御用列以上衆迄御祝儀申上奉らるゝ、古義形の如く相済訖ぬ、

かやうに 御代始御天守御成の御規式の酷た嚴爾重くなさせらるゝ
 の訳、如何尔といふ尔つけて、先天守と云物の來由を推考る尔、城爾
 天守を貴む乃風ハ應仁年より前尔有之趣尔て鉛録尔見せ、矢倉ハ天守
 の事と出れば、元陣營の柄櫓を寫して城中尔備へし、其始尔や、後は
 を潤色する尔、古への觀闈の類を模しもて來りけん、武家の英雄所好
 尔隨ひ工夫を加へ、城爾高樓建しも適在りと見えて、山名金吾領國尔
 小城あり、昔より天守・矢倉等備はりし由研繹集に出、件の領國但馬
 尔て其時代康正・享徳よりもあなたの年歴に見ゆ、天野信景集書に、
 江戸城ハ昔太田道灌の取建、康正二年尔初り長禄元年まで三年尔成就
 すト、此城尔高樓建て静勝と名付け、額など「も」懸〔有〕「あ」り
 し趣、新築倉志尔出、〈是併〉「これしかしながら」城中の高樓尔号
 を施す乃始尔や、〈又〉「また」道灌早く亡ひしかハ、其静勝の名も伝
 〔は〕らて世尔は弘まらざりし尔や、又天文六年の頃、撰家の公達武
 家尔成給ひて、美濃國金山〔今兼山村〕烏ヶ峯尔新城築き、三重の高
 樓を建てる、廻廊・欄檻あり、此樓号有無知れず、爰尔時旋り物變りて
 慶長四年、此金山城を尾州尔移す、今大山の御天守是なる〔由〕「よし」
 金山記尔出 弘治元年清洲城尔北の櫓・南の櫓と信長記に書たる物も、
 聽見記尔は北の矢倉の天守とあれハ、是も一の高櫓尔や、今御深井丸
 乾隅三階御櫓はなりと申傳ふ、

〔貼紙〕

〔安政三丙辰九月八日（天晴）抄之 德義六十四歳〕

江戸名所図會五ノ八十六丁目（表題ニハ五十ノ巻）
 自得山静勝寺曹洞派の禪宗、稲付に在り、此地ハ太田道灌間諭の居跡
 也、道灌亡ふるの後ハ狐兔のふしどなりけるを、中頃萍水浮雲の僧
 あつて、此所尔草庵を結び道灌寺と号す、是當寺創也、其後太田家

より当寺を建立ありて静勝寺と改む○太田左衛門大夫資長ハ「或ハ持資と号ス、初の名ハ源六郎、世尔左金吾と称ス、薙髮して道灌又春苑香月静勝と号ス、永享四年王子相盈爾産る」源三位賴政十世の孫備中守資清入道々眞の子也、扇谷上松修理大夫定政尔属して江戸城に住ス、父と共尔武毅勇烈閑東尔覆ふ故尔、人唱んて真灌と称ス、又城を築く尓巧なり、東國の城多者道灌の指図尔して築所也、長禄元年武盈江戸城を草創し、城中尔燕處の室をいとなミ、静勝と名づく、西を含雪といひ、東を泊松と称す、和漢の書を集める事幾千巻といふをしらす、常尔こゝ尔在て詩歌をたしむ、仍城北尔音神を勧請し、祠を建る「今御城西平川天神是也」、此時両上杉「扇谷上松修理大夫定正・山内上松兵部少輔房顕」權をあらそひ、瓦尔こはミ、終爾間計を以て定正尓道灌をうたかハしむる尓よつて定正人をして灌を浴室に刺殺さしむ、時尔文明十八年丙午七月廿六日、年五十五歳「相盈轄力谷洞昌寺専葬る」、死尔望むて云く、余を害するハ定正亡家の兆也と特して、定正威衰へ再び振ハす

〔徳義私ニ云、人灌の眞ヲ不悟、何ゾ燕葉の基尔静勝ヲ作ランヤ、是今の大守の祖ナルベシ〕

又永禄元年乃春、尾州楽田乃城を敵不意尔攻入し時、城主の父家督の後殿主と名をかへて城中尔高さ二間餘尔壇築き、其上尔五間・七間の矢倉作り、二階尔ハ八幡・愛宕の神を勧請し、椽通りに槍弓手櫓等を置しかば、其所を好く固め敵を追出せし事他国爾聞傳へ、誰もほしき事とて圖を写よせ、僕相尔天守を立しと叢説尔出ト、天正四年信長公經營成し給ふ安土の城尔は、天守七重上尔廻廊・欄檻ある乃趣聽見記尔出、神君様此城尔被為入(の)御事 家忠自筆の日記尔、天正十年壬午五月廿一日、安土より鶴善六折紙被越候、「二字明ケニ書」

家康公去十五日安土江被越候、御山尔て御ふる舞、十八日尔ハ「二字明ケ」家康公御膳(ヲ)「を」ハ上様御自身御すへ候由ト、御年譜附尾二、天正十年五月廿日信長挽キノ御手ヲ以天守ヲ共ニ歴覧ト、茶道要録(に)「二」、信長公天守尔て宗易か點茶の手前上覽、権現様大坂御城江被為「一字明ケ」登の時、天守に奇貨雜珍を委ね積み、宗易をして御茶を點せさせ給ふト、大間新築乃伏見城天守のきざ階ハ青貝尔て、慶長元年明国の使を養應(有)「あり」し事豊臣紀に出、懇して安土・大坂の代、天守を以珍客養應尔は最上の所と成されし風俗(也)「なり」、御当家の御代と成らせられては、右様の修風を御削り遊はざるゝ尔や、只武備御一遍の御風義の様尔ても、当時の體城乃結構構尔於てハ、此天守尔がまれる所至極の物と見えて、玉露義に慶長四年二月廿九日、加賀大納言利家卿大坂より 内府様为御見舞伏見へ登り尔付、家康公尔も小舎尔て迎尔 出御、此節大納言殿然と、因茲向嶋尔御普請出来御移と、其頃此 御所を「指而」奉申事尔や、御年譜附尾二慶長五年庚子七月七日、石田等以三連書(ヲ)責(ム)公一、其辭三云ク、一如、本丸一被上天守事ト、家忠日記ニ慶長四年八月十二日、大坂西丸二天守を築きて 大神君を請し是に移し奉るト、されハ天守の武備尔於て至要たる事ハ勿論、又天守を以貰飯の所として奔走とも成し事なり、爰に黄金井を備ふるも大坂城御天守の模様なれば、往初天守營造の格も其法を立る(所)一處成ヘし、尔來城中尔於てハ此天守尔超る事(な)「無」しと立来れるハ中世の風俗なり、此時尔当り天下城普請ある尔、天守を揚されハ城も其城尔あらすと思ふ勢ひなり、此尔於て名古屋「二字明ケ」御城御普請始る、御天守ハ加藤肥後守清正獨望み乞ひ奉りて、其功を励まるゝ、

御大工棟梁八京の中井大和也、抑

御当城御經營ニ付「而」て

神君様無量の御心を「被為尽」、「尽せらる」御事、談海爾慶長十

五年庚正月九日「○行ヲ改ル」大御所自駿府名古屋江「二字明ケ」御

越、繩張被仰付、二月より可有普請ト、閏二月「廿」八日、駿河在

府西國衆、尾張國名古屋普請ニ今日駿府を立て上らる、六月三日根石

を置、同十六年三月「○行ヲ改ル」大御所上洛、六日駿府を立給、

十一日岡崎より名古屋ニ着御、翌日ハ彼地ニ御逗留、十三日岐阜

江、今度「次第上りノ文格」秀頼公に御對面「也」「なり」、

書源敬公様」為「二字明ケ」御迎途中迄令「二字明ケ」出給ひ、則御供十二日戌刻、宰相殿「二字明ケ」御内室熟田より御入興、十四日、宰相殿三ツ目之「二字明ケ」御祝「○行ヲ改」大御所本丸ニ渡御ト云々、右尔出る古王計の家とは、「今の」(其時の)二之丸(尔て、則今の)黒御門の御内地、往昔平岩殿御國務預り奉られて在居の跡の空宅、爰に御設の「御新殿江」(神君様尔は)「二字明ケ」入御被遊しとなり、其節源敬公様御座所之「二字明ケ」御殿、御本丸(之)「の」證前文尔て明らかなり、是皆豫神慮を以「二字明ケ」御造嘗向、別して両家衆江、仰含められたる所の御結構成へし、職人由緒書に「御天守過半出来、三重目御垂木打之節」権現様御上洛、御城「朱書」世俗御天守ヲ指テ御城ト云上覧ト、是慶長十六年成へし、御天守御普請慶長十五年始り、二年目猶御半途なり、実尔此御天守乃御成功たやすからず、塙尻尔城内乃重閣天守と名付る者、濃州岐阜の城郭尔始る、政秀寺の開祖無礙禪師信長の命尔因て名付る所ト、又天守ハ安土より始る、安土尔切支丹町あり、天主の字を書替へたる成へし、信長の頃天主教行ハれ、この臺上尔天主を安置し祭れる成へし、天主教禁止せられし後ハ天主臺と云名も改むべき事そと、南留別志拾尠出ト、信長天主教を実尔信し給ひし尔ハ非らず、那蘇宗の敵を可降謀乃へと、後邪徒延蔓する尔及て後悔の由とも聞えたり、されハ天守臺の起り愈舊く天守の名乃始(り)、信長公を權輿とせは、新ら(マ)遷返其以前尔天守と記す物ハ、後人城内乃高臺天守と云ふ習ハし尔経ぬる尔やあらん、悉く其是非今究め難し、又塙尻尔尾城慶長の大嘗殿主木事初の日、地鎮あるべきか乃よし有司沙汰せられし、「○改行」神君曰、殿主こそ一城の鎮なれ、何の祈禱をかすへき、凡城ハ其有てる主の武備と政道とによりて盛衰ハ有なれ、豈地祭を頼む

へきやと「二字明ケ」御事ありしよし、実爾　明君の御心其本を慎み「二字明ケ」思召て、祈祷乃末を頼ませ給ハさりしにこそ、末の世までの御いましめなりけると云、又列国より　御家を仰きて「二字明ケ」中國公方と申奉れは、名古屋「二字明」御城ハ則中國の鎮府なり、（その）「其」御城鎮なる此　御天守御經營の初め、清正独拙て望み請ひ奉られしまゝに「二字明」御委任遊はざるゝも、元の清正の器天守乃義尔相應の故なるべし　古ハ天主・殿主・殿守乃字共に用ひ来りし「なり」、或人云、七書明傳に、柔ニ而静也、義勝^{ナハ}欲^ニ則昌^ニ、これ道灌の江戸城樓の号、靜勝の出所か、また同書ニ、天官德以守レ之、これ天守乃出所かト、然れハ天守ハ智・仁・勇の三徳を崇むる所なり、若又天守の名天官に據らば、則天専たとへし所ハ君位乃場なり、貴き事限りなし、されば其棟に掲らるゝ鰐乃事、塙尾尔漢唐の代宮室に冠らせしハ魚尾星乃形ちを作れる由、墨客揮毫に見え侍れハ、さし魚の名をいふに及ハざる尔やト、想て屋上に水縁を好むは、みな火災を壓ゆる由と雖、爰尔も彼星に據りて象立ち作れる事ハ、則天専たとふる所なるか故なるへし、又加藤某の家記の趣尔ハ　源敬公様御代尋問の砌り、道春先生の説尔、此木ハ和合の木とも申よし、夫一城の元和三年、始てナ、カマドの木を今之所尔植しめさせ給ふへしと　御尋問の砌り、道春先生の説尔、此木ハ和合の木とも申よし、夫一城の天守ハ天地の二体尔象る、城主ハ人体即天地人の三才なり、其三才和合乃表事、萬代不易の御主意ト、又瑞龍院様尔も黄金井の水をきこしめされては天つ守り乃　御詠詞あり、かゝる各義の深きをも含める故尔や、元天守は君邊尔揚る格の物なり、元和以後御座所の隔つ御事ハ、一旦の御時勢尔て又余義もなし、其故実に於ては更尔退轉なき御傳へ尔て　御天守御側より司り來らせられ給ひしなり、明公御傳尔或夜の御詔、天守の半櫃は必天専尔置に及はずと思ひ取寄

置、時尔出水の難あり「明和四年洪水、埋門の下迄溢れ来ル」、天守乃箱かおりたる故と、下々風聞するよし聞し故、民の心を破るハ天心を破るなりと思ひ、元の如く上させ置しとの給ふト　御天守の御鍵　御側尔置せらるゝ故、御天守御用の節是を申請る時、御城代衆言上　聞し召、御^{（鑑）}「鍵」奉行の人江「御鍵」御渡させ「被」遊^{（さ}れ[）]、御取次の人相渡ざるゝの境速尔是を復奏す、其日の事相済て御^{（鑑）}「鍵」御側尔返上の御法なり「寛政乃頃か尔や、御在府御打繕の時、御鍵城代衆江御預け、尔來「不被」復^{（されず）}、実爾御天守御條々乃御親重成事、恰も　御一體御分身乃如くなり、こゝ尔於て昔より　御代始御衣服御改被遊　御座所より直に　御天守尔被為成、古來是を名付て　御天守御成と申奉る條「二字明ケ」………」　御代始の御式　御天守御成以前にハ、元　御座所御本丸明き　御殿江不被為^{（入）}　入御例、一向　御天守済させられて後尔こそ、御多門等一同　御本丸御殿も　御巡覧の古義なれ、是偏御天守のみ專旨と遊ざるゝの御舊傳、其御礼式悉く　御天守御崇敬ならずと云事なし、御中世　源載公様　思召の厚き往初、清正造進の時　御天守五重目御屋根のみ銅瓦尔て、残り四重は土瓦なりしを、二重以上も銅の瓦尔为させ給ふへきとの　思召尔て葺替被　仰付、御永世堅固成やう萬端の御修理の事、寶曆二申尔始り同五支尔終る、其間凡四ヶ年尔て御成就、五月十九日　御清見の御成御祝式御熨斗を備ふ、世尔是を寶曆大御修復と称し奉る、其年間尔於ても度々爰尔被為成、御監臨遊され累年に其御功績を令遂させ給ふ、又　御天守鍵御造替乃御事、慶長乃始より二度目ハ　見禪院様御代享保十一年丙午なり、三度目ハ　源順公様御代文（化）（政）十年丁亥今歳六月九日　御造替成就の　御清見御名代御城代衆、御修理懸り御役人

(の)衆中皆麻半上下着用、御祝式の行事あり、実尔　御天守の義
は毎年嚴重の御例なれハ、　御代始御天守御成の御舊式も弥以尋常

の儀尔あらず、　御國政権要の御一ヶ件成へし、然る尔その事実沿
革出来りて、適御舊制も置れ失へむとする有り、潛か尔此尔感ありて
只温故知新の道をたどり、僅尔得る事あれは則遺忘の為文盲の筆尔任
せ、歲月意の及ぶ處を一向尔書集しものなれハ、極めて誤謬多かるへ
きを恐るゝと雖、卑官の私記元より　御城中の御故實又御帳尔聞く
して、其誤りを訂すへき尔便り無きは、誠尔歎息の至と雖卓力及び難
く唯其専爾聞ぬ、若後「の」人この志を哀れみて、正補の幸到らん時
を俟而已

嘉永七年甲寅六月　　奥村定兵衛德義譲識

跋

御巡城舊蹟私記跋

閑際筆記尔俗尔称す、宮城營築の時必些しの未成處あらしむ、是安鎮
乃術なりと、此言尤好し止營築のみならず、凡事皆然り、故尔先儒乃
曰、大抵大家常尔不足の處あらしむへし、十分快意の如きは天開之ト
実尔や、寛永十二年　駿府御天守　明暦三年　江都御天守　寛文五
年　大坂御天守　弘化三年　和歌山御天守御焼失乃後、建させられす
と承り及ぶ、又　將軍家御居城ハ天下無敵事を示せらるゝ駿今
(是)尔　公義御城屏矢炮の狹間を開かせ置れすト、又　江(都)
(戸)御天守乃御事、往昔の趣御泰平の御代尔何となく　公義御手

廻しらしく無之様尔との思召、民の勞、國の費を以姑らく　御天守
闕置せらるゝ由、土津焚神言行錄を補ひて精徳編二出(せり)、然ら
ハ何方尔も天守一(たひ)一度失へば再び營み難き故、今ハ　名
古屋(二字明)御天守のみ御太切の至極なり、思ふに往初以來　御当
(城)城の御事ハ、今に御經營乃御半途なる、却て除災迎福の御祈
りともなるるならん、抑慶長十五年庚戌を以　御當城御創始、是より
算へ降て六十一年目毎支干相當乃節々御祝ひの御嘉例、其日　御城惣
番御料理・御酒、其後御吸物・御酒など其度々尔被下之由相傳ふ、其
古義乃御祝歳と承る處も、所謂寛文十年・享保十五年・寛政二年・嘉
永三年迄既(二)四回りも過させ給ふハ、誠尔目出度御事なり、名
古屋御城築より支干三度目尔及び候(二)付、右御祝儀　公義尔(於
ても)「おみて」御能有之、是ハ　御城尔付ての御祝義尔候ト、又
御城若かへり乃御祝と申儀と、伊藤直之進通書に見えたれば　御當城
支干毎度の御祝と申儀も重き御事、　公義尔ても〔二字明〇〕

【〇】尾張御〈家〉〔國〕の御事ハ御太切専思召させらる、是専行

「改行〇」御家ハ中國「二字明」御守り乃廉も「〇」相立、又世専「改行〇」

御方と崇め奉る由乃「〇」訳も明らかなり、抑「一」名

古屋「二字明」御城築以前此地柳多かりし因み専て柳が城と申奉るも自然専

中国公方柳嘗の御寄せ（も）浅からぬ名専や、又此御城築以前那護野の山頭専立給ふ天王乃社務安養寺、南方蓬萊専因りて龜尾山と号せしかとも聞ゆ、今ハ其嘉号蔓こりていしが那古野の山の

惣名ともする専や、山口七尾乃社、一尔龜尾の天神など寺社志専も記す「名勝志龜尾と書」、かゝる佳名も後専繁昌の土地と成へき前兆専や、萬葉集に桜田へ田鶴鳴渡る乃歌の名所ハ則この龜尾山より東南二里餘

り乃所桜村の由、共専愛知の郡なり、件の龜の中に古きは丹頂専て、今爾龜の尾山乃大城専も「舞」來りて「舞」遊ふと云へり、此御寄せ

瑞龍院様御代、鶴が城とも名付させ給ふとそ申傳るなり、此専

御天守金魚筋乃眼専一方ハ鶴、一方ハ龜と覺しき模様を彫り付し物、文政御改造の時出たるとて、実専千秋も萬歳も動き無き御城鎮の御天守に御来由の御吉瑞、多

く有る御事とも思ひ出るまゝ、是も後りへ専書加へ置ぬ

于時甲寅初秋

奥村定兵衛徳義

六十五歳謹書

大概

大概

一 御天守御成の古義、寮中残闇の紀を本として、其外専も適得る事ハ加へて、僅専御年表を合する、又節々の御次第書の如きも難得

所は則専く物多し、若自然専此後共得る所ハ追而補ふべし

一 古代程質實の風篤ければ、古義を傳へて變化（なく）「稀専して」其徳大也、後年是を迂遠とする時勢専相赴き、甚きハ其事乃善惡

をも不問して、古傳を舊習と名付て嫌ふ風、文化専至て頻り専や、其弊遠か専天明・寛政専芽すかと思はるゝ事有しよりこのかた、

今嘉永専至り初めて復古の声問ゆと雖、此御巡城の條専於ては

いた充実なる事を承らす、其間凡七十年に及ぶべし、此境を可考為に設けて安永以前を御古格となし、天明以後を御今例と名付

る

一 古有りて今無き事は、是を中絶とし（見る）、又古の例専今不合

物あり、是を変化と為す

一 源載公様御代以来を集むる（事ハ）、其以前の儀寮内の記もなく、又外専も求難き故なり

無窮専書續き奉るへき便宜を以毎冊御一代とす、所謂

源明公

源順公

源信公

源鉄公

右御六代の処 儀・欽御両公様御代ハ御一世閑東 御在府尔
て 御入部無御座故此尔預り奉らす

古ハ 御順覧など（奉書事）見ゆ、後 御巡覧とあり

字彙二、巡者視行也ト、観者視也ト、訓蒙文家必用爾、視ハ見

届ける意也ト、日本選史延暦十一中畧車駕巡覽諸院

御本丸・御天守御成といふ、御今例尔新名自始る、凡天守ハ一城
に一所ならては掲ぬ物なり（小天守と云ハ附屬の櫓尔て、別爾訛
有る物尔て（一城の天守尔へかそへ入かたき）世尔ハ知られぬ
物なり）、又本丸の外尔は置ぬ物なり、因茲何城の天守とハ云ふ
へし、何丸の天守とは申さぬ事尔て、能く通するハ其城鎮たる天
守の徳なり、此故尔 御天守御成、御本丸御殿尔々の所々 御
巡覧など御書出しハ至極練精なる古格の御文言なり（今匿る）

（付表） 追考

神祖請し奉るへき為、大坂城西丸にも新天守掲しハ、石城一時乃（謀
計）（媚謀）故、本條乃弁よりハ引用為し難し、謹て案する尔、天
守ハ城鎮とならハ太切の物なり、抑人も身一つに心一つならてなし、
されハ則城ハ城主の御身體、天守ハ城主の御心の金なるへし、故尔
欲一城に天守一臺に限るなるへし、然る尔大開闢して後、間なく天
守二臺尔及ハセし、大坂の行末彼淀殿・秀頼公と並び立て政道あれ
ハ一城二主の如し、是よりして終に豐臣家ひ給へるものその姫姫臣
等乃欺策尔出る（權道）（事）とハ云なから、既ニ一城に天守二臺
揚ルト云事ハ古今珍らしき例（なれハ □ 一旦の權道も）却て自
から其凶兆を表し示す所なるへし

一 御官御名ハ毎行頭尔改め認むれハ、紙丁多く成事を喜して 御官

御名ハ二字を避け、其餘ハ一字避け尔仕置ぬ、又引書の事尊卑を
撰はす、凡（事の）古きを以先と為す、又書目を忘れたる事も、
其序尔因てハ（引て）舉る物あり、又毎條紙を別ち置ハ猶此後證
文を得る時、即追加仕易か為なり

元和年中 御本丸を被為 祭之節、二之丸之中央を 御本丸尔た
とへて 御座所を（被）構へられ、爰を 御城と名付奉り給
ひて、元の 御座所御本丸を其儘尔御移りの御慣ハしなり、因茲
此 御城則 御本丸の體なり、御天守則 御本丸尔附物なり、此
故尔元和以來御場所ハ隔つと雖、御天守ハ此 御城御構内
御側近く尔建て在（る）【之】か如くの【二字明】御立格の趣なり、
是 御巡覧に付（る）【て】心得第一之急務なれば、當時 御座
所の古傳粗指之

御城

御座所の惣称

四足御門

西向（一名孔雀御門）

御式正（之）（の）御門なり

黒御門

南向 御城表御門

正保門

御式正（之）（の）御門なり

西向

御式正（之）（の）御門なり

御式正

（之）（の）御門なり

正保二年西二月

御触状ニ 御城江可被戻、或記（瑞廣御治世

記トモアリ

（に）寛文元年丑五月廿五日、松平右京大夫様（後

讀岐守賴重卿

）然田より御立寄於 御城御馳走、同八月 水戸

様（七月廿九日御逝去

源威公）為 御吊「二字明」上使御書

院番頭朝倉甚十郎

被參之處、御忌中故 御城江ハ不被參、竹

腰山城守毛二之丸之内

おもて御馳走有之ト

以上

の文尔で 御国初「二字明」御座所の御名目立るゝ訛も能

分別せらるゝ

尔や、則今の黒御門内 御座所の御構を以御城と称

し奉り、又黒御門の外を二之丸と申せし、是を猶一入委しく心得

る尔は、昔二之丸御地内を二ツに割りて、其中央を
御本丸ニ擬して、御座所を取り、新たに御名目を「被為立」、「立させられ」
「二字明」御城と称し奉り、其傍の廻りを二之丸と名付させ給ひ
しかハ、詰り（之）「の」處二之丸の内を二郭尔別けたる御格な
り、此御差別の御格ハ今尔傳ハリて、必黒御門内、御座所の御構
を者、御城とそ称し奉る、又往古より両家衆の邸ハ黒御門南の御
曲輪尔在り、寛文三年三之丸江移（■）跡今向フ御屋敷と申所
二之丸ト立られし御曲輪なり、然らハ今も、御城と称し奉れる、
此御座所ハ、御本丸の筈なる義明らけし

御城御名目の訳之事

事物紀原（八卷）、内謂「之城」、外謂「之郭」、されば二
之丸乃為に本丸ハ内城なり、因茲今の、御座所を、御城
と名付奉られし、往初の御吟味浅からぬ御事尔や

御座所之古体（繪図①）

(表紙題簽)
「因秘錄 御巡覽留續篇二」

宗勝全般

(朱文方印)

「蓬左文庫」

源戴公様御代 御巡覽之御事「一」元文四末・寛保元酉「一」寛延三午

「一」宝曆九卯ト、大抵御四ヶ度計りならてハ、表御帳ニ留不相見由粗
相聞候、然共穿鑿仕候得者猶其外ニ

御成之御儀も御座候、其儀ハ 表御調之御事ト奥限の御事ト御兩段之御訛ニ而も御座候哉、左様之處

より奉拝察候得者、表御帳ニ無御座四之御節々ハ俄ニ被
成御座候御模様かニ奉窓候、扱右之御節々 御衣服

御初度 御熨斗目 御半袴

御二度目已後 御裏付 御上下 (裏付之着用方前冊ニ出)

俄御成 御羽織 御袴 (其御時代御国御平服)

如斯御差別被相立候御儀ニ奉伺候、左候得ハ表御調之御節八、中

々 御敬義ニ御座候、仍之御當代御年歴ニ早見之印表御調ニハ「一」
印、俄 御成ハ「〇」印付置候

元文四末 御入部 (五月四日巳刻 御着城)

源戴公様御巡覽御年歴大抵
「正月十三日 御相續 (章善院様御隱居之御跡)御実 瑞龍院様御末男徒五位下但馬守友著朝臣 (御分知五千石)
御嫡子、友相卿追々御改後二 宗勝公ト奉申、宝永四亥御誕同四未宝曆改元
御在国 (四月十一日 御着城)同三午
〔●〕二月廿四日 御本丸御巡覽同四未宝曆改元
御在国 (四月十一日 御着城)生、享保十一午從五位下但馬守、同十七子高須御二代高徳院殿
為御養子御相續、從四位侍從、同十八丑少將二御叙任、

二月三日 御叙任 (オミイ) 宰相中将 (四月十一日 御帰國 御

暇)

● 九月廿三日 (御入部之 後初而)

御本丸 御巡覽
同五申
御留守 (三月三日 御発駕)同六酉寛保改元
御在國 (三月廿三日 御着城)

● 〔〇〕九月廿二日 御天守江御成 (〔編年記二出、留記等散失〕)

寛保二戌
御留守

〔旧冬御願済 伊勢 御參 宮、正月廿八日 御発駕、二

月朔日 両宮、四日 御帰城、已上七日カ〕

同三亥
御在國 (四月十日 御着城)同四子延享改元
御留守 (三月三日 御発駕)延享二丑
御在國 (四月十六日本曾、御着城)同三寅
御留守 (三月朔日 御発駕、木曾)同四卯
御在國 (四月十一日 御着城)

〔御巡覽 (也)、九月一日犬山、二日今岐阜、四日 御帰城〕

同五辰寛延改元
御留守 (三月三日 御発駕)寛延二巳
御在國 (四月七日 御着城)同三午
〔●〕二月廿四日 御本丸御巡覽同四未宝曆改元
御在國 (四月十一日 御着城)

宝暦二申

御留守（三月三日 御発駕）

五月十三日

源戴公様御異例二付 名古屋江 上使、無御對

【三月十五日 御天守大御修復手斧始、御城代衆〔三人〕・御国御
用人衆 諸御役人（衆）中、五半時出座、九時退散】

面、六月十四日為 御看病 源明公様 御着城、六月十九日御尋

之 上使、同廿四日 御逝去、御謚号 源戴公〔御寿算 五十

【四月十八日 御天守令小天守江御道具移御用意、御城代衆初登
城】

源明公様閑東 上使、七月六日辰刻 御葬送 同十一日 上使、七月十九日

上使、七月十九日

同十九日 御道具移】

以上

同三酉 御在国（四月十九日 御着城）

源戴公様御一世二十三年

【○】五月九日 御天守御作事場 御巡覽

源戴公様御一世二十三年

同四戌

源戴公様御一世二十三年

【○】二月廿日 御留守（三月朔日 御発駕）

源戴公様御一世二十三年

同五亥

源戴公様御一世二十三年

【○】五月十九日 御天守御作事場 御巡覽

源戴公様御一世二十三年

同六子

源戴公様御一世二十三年

【○】五月廿一日 御在国（四月廿一日 御着城）

源戴公様御一世二十三年

同七丑

源戴公様御一世二十三年

【○】五月廿日 御天守（江）（二） 御登段（也）、編年（記大意）（大

源戴公様御一世二十三年

畧二）四月末乞雨、（今）（五）月三四四ト日々甚雨、枇杷島以

源戴公様御一世二十三年

西如〔之〕海〔之〕、水入之所屋上二居ル船ニ而助〔之〕之〔之〕、御城

源戴公様御一世二十三年

二おみて粥を煮、水入者二被〔之〕下〔之〕之〔之〕、前代末聞ト云々

源戴公様御一世二十三年

度水入西北共一圓ニ如〔之〕海ト〔之〕、仍之御覽之為ト云々

同八寅 【御着城之日 御城惣番裏付上下】

源戴公様御一世二十三年

同九卯 【御在国（四月十三日 御着城）】

源戴公様御一世二十三年

【●】九月廿二日

源戴公様御一世二十三年

同十辰 【御留守（正月十五日 御発駕）】

源戴公様御一世二十三年

同十一巳

源戴公様御一世二十三年

【御在国（四月朔日 御着城）】

源戴公様御一世二十三年

宗勝 元文四年（一七三九）

源戴公様御巡覽御次第

元文四年未九月廿三日、今日天氣能九半頃、御排御駿斗目麻半御上一下
被為 召、御鑑之（問）通、御炉路口より 出御、御天守江被為 成、

五重目二、御着座被遊、御臣下年寄衆・御城代衆 御目見被 仰付
御手自御駿斗被下置候、夫より小天守・御具足御多門江被為 成、御

具足 御覽被遊、御旗・御覽之節八右奉行〔平岩瀬兵衛〕罷出入 御
覽、御鎗御多門二而者右奉行〔兼恭善藏〕罷出、御本丸〔〇〕〔〇私
云、御本丸御殿中ノ事ナリ〕江被為 成、御本丸御足輕頭〔大津新五
左衛門〕御先立仕 御殿中不殘 御廻り被遊候、大津新五左衛門 御

目見被 仰付、御手自御駿斗被下置、右御札 御目見、年寄衆
披露有之候、御弓矢多門江者御弓矢奉行〔朝倉忠兵衛・岡部藤九郎〕
罷出候、御城代衆引請之場所御案内被申上候、御鉄炮藏爾而御城代組
之内、御鐵炮奉行・玉葉奉行罷出 御尋之品申上候、夫より御深井丸

〔江〕〔〔徳義〕〔私云〕 謹按二今の西ノ丸の事〔尔して〕 則復多士
戸内と常尔申所の事也、今の御深井丸の事尔ハあらす〕江被為 成、
御深井丸番頭〔橋田与左衛門〕 御先立仕候、右相済御炉路口より

帰御被遊候

以上

〔潜ニ云〕右御次第〔書〕ハ 「御側」〔奥〕之御〔日〕記〔之由也〕、

〔御小納戸ニ潜求之堅他見ヲ禁ス〕右之趣ニ而ハ御城代衆〔之〕御
案内振不相分、〔是等ニ付而ハ〕〔猶〕次二出〔た〕る寛保元酉之御
次第〔書〕ニ照し、〔勘合せ〕〔併考〕之委細を弁スヘし

元文四末年〔九月廿三日〕

源戴公様初而 御成〔之節御〕道〔順〕署圖

御二度目

元文四未九月廿三日
〔省〕源戴公様初而
御成之御道順「生ル」

(繪図②)

宗勝 寛保元年（一七四一）

寛保元年西九月廿二日 御裏付（御）上下被爲 召之、御數寄屋口
令 御駕二而出、御拍子木御門内 御左之方江付、御城代爲御迎罷
出、此節 御先江相越候様に与 御意御座候、右之後の方ニ御鉄炮奉
行・御具足奉行列居、勿論 御意ハ無御座候、

（欄外）

（右之後の方トハ東ヲ前トシテ西ヲ後トスル也）

同所 御左之方江付、御旗奉行・御鎗奉行・御弓矢奉行・御作事奉行
出居申候付 御詞被爲 懸之、二之御多門〔南二〕之御門折形を指
趣也〕内 御左之方江御本丸御足輕頭罷出居申候、御詞被爲 懸、
夫少小天守口尔而 御下乘被遊候、此節御城代御案内申上 御天守江
被爲 揭、五重目迄 御覽被遊、夫少小天守下石垣際両鍾口より御
具足御多門江被爲 成、御覽相濟御（覽）庭通り 御本丸（江）〔今
之御本丸〕御殿中之事（也）江被爲 成候、御殿中御城代御案内
申上 御殿中 御覽被遊相濟而、表御玄闕江 出御、御深井丸江被爲
成、〔御旗多門・御鎗多門・御覽被遊〕私云、御深井丸江之御通
懸二此兩御多門御覽之訛（也）也 御城代御案内申上候（御弓矢多門、
御鉄炮多門 御覽被遊）、五味伴大夫〔（徳義）（私云）謹按、御深井
丸番頭力（相見申候）〕支配之場所迄罷出申候、此節 御詞被爲
懸 御先江立御案内仕候、不残 御廻り 御駕被爲 召、拍子木御門
西之御門（〔徳義謹按、今之西拍子木御門之事〕） 御出、帰御之
以上

此御次第（書）「〇」ハ御右筆所御帳（之面如斯）ト云々、都而
元文之留記御右筆所ニ無之（ト）、仍之江戸江も内々及穿鑿（「求
探」）（探求）之處、市谷御右筆所〔二も〕〔欠冊〕「無」（尔て）
御記録無之由、故尔元文（御）初度 御成之御次第更ニ無據、
再尾湯御右筆所古日記ヲ搜ル之處、元文之御例を以寛保之御次第
ヲ（被）調ル之旨、（書）記シ有之由云々、然ハ 御召服（之）
御品（柄と御手のし御式事と）之外ハ（皆）元文・寛保共三御
同様之御事柄焉也、只 御衣服而已難（相分）（知）ニ仍而
之御日記を（潜）（求）（覓）（索）仕處、（則前段ニ書し置所之）元
文（之）御次第之如（也）、爰ニおみて 御初度・御再度共（明
證を得たり）（ニ其大抵を知ル尔足れり）（其御（両）（初）度（元
文）之御次第（も）（調ハ）猶寛保之御例尔て宜敷勘合せらる
ゝ也）（されハ其御初度元文之御次第調は、猶寛保之御例尔て宜
敷勘合せらるゝなり）

一 源載（公）様御成之御事記、（當時）御右筆所（相）（尔）傳（ル）
（ハる）（御記条之）所、寛保元西寛延三年（宝曆九卯（与）（儘
に））（已上御三度之触ハ）相見候由、（已上）（■■尔）是ニ（御
初度）元文を（合せて）加へ合て（都合）、御一代（元文已來
御四度ト云々、然共（御掃除方）僕か官舍（御掃除方）（僕か官
舍（御掃除方））残欠之（冊）記（錄）（冊）尔（而）（因る時）
ハ未だ其外ニ被爲（成候御例前條御年歴尔出る（す）か如し）
（在候）（在候）、謹而接ルニ、御臨時ハ（之御成）（奥限り之）
御内々ニも相成儀ニ哉（之御事ハ）表（之）御帳ニ（無之狀）（ハ）
不被記御事（尔や）例なるべし、然らハ此差別尔、又心得可被
置義なり（不被記御事尔や）

宗勝 寛延三年（一七五〇）

寛延三年正月廿四日

殿様今日九ツ半時之 出御二而 御本丸江被為 成、御天守江 御上り、夫より小天守相済而、兩錠土戸〔（写ニハ此註省）

今云両錠口ノ事〕より御具足御多門北之口被為 入、御屋くら御下り、〔（徳義云）御本丸未申（隅）の御矢倉（也）、同所（内）

御土居の石段より（御通行）（被為下由也）（）、昔（ハ御具足數も多からぬ尔や）御具足御多門といふ所、（小天守西尔始りて）此未申御槽より（暫）東（曾く東之内計り）（达尔）（有）限ル之由、今の如く廣がるハ後の事のよし）御殿江被為 入、夫より御旗多門・御鎧多門江被為入、夫より御玄関前にて御駕被為 召、東一之御門・元御春屋・御塙藏前江 御懸り、御深井丸江被為 成、御天守臺御石（塙）（垣）はらみ候所 御覽〔（徳義云）此御事ハ此後宝曆二申より同五亥まで四年尔御成就あり

し御天守大御修復の起原〕相済而、御番所東之道より御弓矢御多門江被為入、御穴藏前道より大筒藏江被為成、夫より磨藏前

より南御穴藏前江御懸り、御旅藏 御（覧相済而 南矢来〔（徳

義云、昔）御旅藏南（の）脇に境の（御）矢来木戸在り、此木戸（の）内尔て 御乗（駕）（奥被遊（の）御舊例之由）事也、（後年

此木戸不見候得共、爰ニ御乗（駕）（奥の御舊例事）事ハ傳ハレリ）

尔而 御駕ニ被為 召 すかし御門ガ吹貫御門江御懸り 帰御八

ツ八分過頃尔候〔（徳義云）（昔複多御藏の御構、今の如く取は

なし尔ては無之、西南の方ニ堺之高屏在りて複多土戸内と別構之

處 御成無御座候趣之由ニ而候、）複多土戸内（江ハ 御初ニ

御成御座候面）此度ハ無之〕今日 御成ニ付、裏付上下着用致候〔（徳義）是尔而今日之御衣服も相知れ候、昔之儀ハ未相（知）（分）、源戴（公）様御代初而之外（の） 御巡覽（二）ハ（多）御裏付ニ而候〕、右御成之儀一昨被仰出、前日御城代衆被成御見廻候〔（徳義云）委しき取扱向一切不相分〕

一小頭一人御掃除御中間二人ニそなり為持被為遊 御成候節、二

人番所〔（徳義云、今（南）之御門）（御本丸大手）御橋臺口西ニ在之、常ニ拍子木番所ト云所〕西之方ニ罷在、夫々 御跡江した

ひ申候〔（徳義云）此文面ニ而ハ外ニ小頭一人・御中間召具、御

城代衆江付候事間ニ被相察候〕

一 御供衆手水之為手桶ニひしやく添、御書院前上り段之東北江入込之所ニ手桶二、御玄関前御門之方二、御深井丸御番所前二遣

し置候

寛延三年正月廿四日

源戴公様御三度目

御成（之節御）「生ル」道（順）「生ル」

署図

（繪図③）

宗勝 宝曆三年（一七五三）

寶曆三年西五月九日、今日 御天守御作事場江 殿様為 御見分被為成候、右八景過比より 御成、仍之大道寺主水殿・野崎主殿殿（■）同道、右 御成先（御）「生ル」道筋（御）見分相済候以後、二之丸江御両人御出、玉置小平太殿江御逢 御機嫌伺（〔徳義云〕）御機嫌伺ハ定式九ノ日ノ分ニテ、御成江ハ不付趣ナリ、併此序旁ニも候哉知レス、写ニ省」小平太殿江御手水之御道具被 御付候様ニ致度由、

御申被成候へハ御廣間方江早速被仰付候

一 九ツ半時分ニ御數寄屋口（〔御スキ屋ノ字落カ〕）合 御出、元御春屋御門合 御入、透シ御門（〔徳義云〕）元御春屋（北）北ノ境御門ノ「ナルヘシ」、（是ハ）扉透シ作り（尔て）（是を）大（工）匠道ニ（ハ）透シ門ト云」より 御出、夫より塩蔵

御門江御懸り、新同心番所（〔徳義云〕）御天守御修復ニ付、御深井丸ニ古く在来ル御番所ハ御普請奉行・御作事奉行（の番）

詰所ニ（被明渡）（成）、御深井丸御番（衆）（所）へハ御塩蔵御門（内）西邊ニ仮建也。是を新（同心）番所（又ハ新番所）ト（セ）云（〔シ〕）（由ニ見ユ）前江 御懸り、夫より西高城前江 御

かより、御弓矢多門之通りに南之方ニ秋御座候、其通り 御懸り御石垣御覽、夫より段々御成、御天守五重目迄 御成被遊候、御作事奉行御數寄屋口より不残 御先立、其次ニ主水殿 御先立、

〔主水殿ハ御城代衆也、御數寄屋口よりハいり、今日御歩行ならハ元御春屋御門内なるへし〕△御作事奉行ハ御數寄屋口より土貢なかるへし〔〕その次ニ御小性衆御先立、殿様御側衆、兩御用人衆・主殿殿・七郎左衛門殿（〔徳義云〕、加々鳴七郎左衛

門殿）御城代並（加々鳴殿也）・御普請奉行・御作事奉行御供之内（〔なり〕）・御普請奉行・御作事奉行ハ御先立人替り申候、

御天守之中比ニハ主水殿・主殿殿御先立被成候、夫より御跡ニ御供、御帰りかけ二大石ともを御覽被遊候、夫より御石垣戌亥隣之方 御覽被遊候、御普請奉行・御作事奉行番所江（〔徳義云〕）御深井丸御番所明渡したる所也】御上り被遊、御茶たばこ被召上候

其所尠て小さざる之つかい方御覽被遊候、その内ニ「御城代」主水殿・同並】七郎左衛門殿ニハ御先江御抜ヶ、御春屋御門江御越

被成候、御帰不明之御門江御懸り、御天守前之同心番所前御通り、東二之御門江 御出、御春屋御門江 御出、其節（御）三人ながら（〔徳義云〕）御春屋御門（ハ今ニ云元御春屋御門也、

○○）（○）の内尔て御送・御城代衆（御）引付（也）】御行帰共ニ 御意御座候、御臣下衆并御年寄衆御跡合 御天守其外江も

被參候、殿様夫ガ御數寄（屋）口合御入被遊候、三人衆ニモ二之丸江御越、遠山彦左衛門殿江御逢、無御故障 御成相済恐悦之御儀御互ニ被仰候、半大夫殿御當番ニ付、今日 御成ニ付、若々

老衆御機嫌伺可有御座哉、拙者共只今引取申候ニ付、御機嫌伺候ハ、宜頼申候由被仰置、半大夫殿御承知ニ成候

殿様御衣服「御羽織・御袴」御平服、何レも平服、御天守江 御

上り之節も御先立之者も御作事之節ニ付刀さし居申候、外之衆も同断

御天守之内ニても草履はき申候

今日 御天守御成ニ付、西鉄御番所江固々同心小頭「今之御本丸

番組頭衆之事」相詰ル、出御・帰御之節西鉄之出入留ル、拍子

宗勝 宝暦四年（一七五四）

木御門江も御足輕兩人出ル、透し御門江も御足輕壹人、加藤彦八
も御春屋近所江罷出候〔〔（徳義云）透しトハ（元御春屋北）境
ノ御門（ヲ云ヒ）（也）、（彦八）御中間頭〕加藤彦（ハ）八（郎
兼役）掃除御中間頭〔ケ様之節ハ〕（兼役専ラ勤）（勤專ニテ）元
御春屋内〔中道〕東入込〔細道〕江出〔扣〕ル〔ノ〕例〔也〕」
御番所〔ノ〕之同心中〔私云、今之御本丸番〔衆〕不残番所ヲ下
ル〕

御天守入口之御番人も板壁之處江下ル

出御・帰御共ニ御通り見之候所々下ル

鍵奉行・輪役、輪多門之側ニ下座

一 稲留平左衛門罷出ル、平左衛門方へハ御国御用人々より御申渡候
由

宝暦二西五月九日

御天守御修復中

源藏公様御成〔御〕「生ル」道〔順〕「生ル」

署図

(繪図④)

一 寶暦四年戊寅二月廿日 御天守江御成之儀、去冬より追々 御沙
汰有之候ニ付、右心得ニ而追々御掃除も致させ置候處、閏二月十
八日ニ可被爲成御沙汰之由、御作事奉行衆被申聞、右之手當い
たし候處、当日兩天二付遠山彦左衛門殿〔〔此注写二省、徳云〕〕
御国御用人々か前尔も御取扱見へたり、御側同心頭兼帶ニ而西役
衆共云、今之御調御用人々江奉伺候處、十八日ハ 御延引被
出、明後廿日可被爲成之旨彦左衛門殿被仰渡候、追而御城代衆
よりも仰渡候御掃除之儀隨分入念申付候、廿日九半時御露地口
合 出御、元御春屋御門合被爲入御塙藏境之御門江御懸被遊、
御塙藏通御塙藏御門 出御、同心衆〔ハ〕之御本丸番〔衆事ハ前条
二出〕新番所前より御高塙畔御左リ江被爲成、北さん木橋合
遊、同心衆古番所〔當時御普請・御作事両奉行〔衆之〕借役所
江 御上り、夫より北さん木橋下 御通り被遊、不明御門御入、
御天守下同心衆番所前江 御懸り、矢來御門〔〔徳云〕〕今行馬
御門ト認むる所是なり〕御出被遊、御本丸御玄闕被爲入御
本丸〔御本丸ノ子細前件二出置〕

二暫々被遊 御座、御玄闕 御出被遊、夫より南一之御門江 御
懸り、拍子木御門より御露地口江 烟御被 遊候、惣体衣服平
服〔〔徳云〕〕ヤハリ羽織袴ノ〔也〕但御末男様方ニハ 御本丸
〔〔例ノ御殿ノ〕〕 各御具足多門江茂御出之由ニ候

寶曆四年戊寅一月二十日

宗勝 宝曆五年（一七五五）

御天守御修復中

源戴公様 御成（御）「生ル」道（順）「生ル」

署因

（圖面⑤）

寶曆五亥年五月十九日 御天守江 御成之儀、十九日朝五半時御數寄屋口△ 出御、東拍子木御門△被為 入、西拍子木御門 御出、吹貫御門江 御懸り、透シ御門被為 入、御天守外 御廻り被遊、不明御門△ 御本丸江被為 入、御天守江 御上り被遊、

婦御之節東一二之御門江被為 懸、御數寄屋口△ 入御被遊候旨被、尤外摘時刻之儀五ツ時之答候旨、右之通遠山彥左衛門殿被仰渡候

一
御成之節東拍子木御門之内御足輕番所【今云拍子木番所之事】西之方二平六【宮川平六御中頭頃二面、攝除御中頭兼役專勤】、小頭扣、婦御之節八御春屋御門之内、北江入込中程二平六、小頭両人扣罷在候

寶曆五年

御天守御修復出来二付

御成之儀 〔寫〕

明十九日朝五半時御數寄屋口△ 出御、東拍子木御門△被為 入、西拍子木御門 御出、吹貫御門江 御懸り、透シ御門被為 入、御天守外 御廻り被遊、不明御門△御（深井）【本丸江被為 入、御天守江 御上り被遊、婦御之節東一二之御門江被為 懸、御數寄屋口△ 入御被遊候旨被、尤外摘時刻之儀五ツ時之答候、諸事例之通御承知御座候様二与存候、仍申進候、以上

五月十八日

津田兵部

遠山彦左衛門

御天守江罷出見分致し、夫より二之丸江罷出候様ニ可致与存候、各様替ル思召寄も無御座候ハヽ、右之通御承知御座候様ニ与存候、以上

五月十八日

野崎主殿様

尚々御普請奉行・御勘定元方・御勘定奉行、其外懸り合之輩茂明日可罷出候間、断申達次第御門々々出入不差支様御申渡候様ニ与存候、以上

加賀鶴七郎左衛門様
大道寺主水様
野崎主殿様

明十九日朝五半時御數寄屋口凡 出御 東拍子木御門凡被為 入、

西拍子木御門 御出、吹貫御門江 御懸（り）、透之御門被為 入、

御天守外

御廻（り）被遊、帰御之節東一二之御門江被為 懸、御數寄屋口凡 入御被遊候旨被

入

御出、尤外揃時刻之儀五ツ時之筈、諸事例之通可相心得旨御申越候、得其意存候、以上

五月十八日

大道寺主水

五月十八日

遠山彦左衛門様

尚々、御普請奉行・御勘定元方・御勘定奉行、其外懸合之輩も明日

可罷出候間、断申達次第御門々々出入不差支様ニ可申渡旨令承知候、以上

明十九日 御天守江可被為 成旨被

仰出候由、只今遠山彦左衛門

門・津田兵部凡別紙之通申越候付及即答、右來紙懸御目候、急成御

成之儀ニ御座候故、明早朝より御掃除致させ候様ニ、其外例之通可取扱旨键奉行江可申渡候、拙者共儀も明朝六時頃凡少過迄之内ニ先々

以上

右之通申遣候、鍵奉行兩人共ニ追々罷出候付、明十九日御天守江可被為 成旨被 仰出候間、諸事例之通可相心得候、且又明日ハ急成 御掃除可為致候、右御掃除ニ付請取候御中間人數之儀、勘弁次第可申聞様ニ与申渡候得者、明日之儀常々之通 御天守御間毎ニぞうきん等相用候儀ハ難仕可有御座候、尤御修復已後御間も無御座候故、大分之はこり等も御座有間敷候間、御着座之御間計ぞうきん懸ケ、其外ハはき出し候迄ニ御掃除為致候様ニ可仕候間、御中間人數多ク請取候ニハ及不申候間、明日ハ御中間十六人、明早朝凡請取候様ニ仕度候、其外御刀懸・御袴・御長絹請取候儀、如例様之儀其筋江被御遣候様ニ仕

度旨、右奉行申聞二付得其意候、早速可申遣候、此等之儀直ニ遠山彦

左衛門・津田兵部所江參、いつれ三而成共相伺御模通能様ニ可申合旨

申渡候〔「徳義云、此朱書元來有之也」〕是より末ハ鍵奉行自分扣覺書

之趣誌置〕

亥五月十九日 御天守江被為 成候間、諸事前方 御成之節之通ニ

取扱候様ニ与前日八ツ後被 仰渡、勿論急成儀ニも御座候間、諸事

御国御用入江引合候様ニ与被仰渡候、前方被為 成候節八日數間

も御座候間、毎日掃除等為致候得共、急ニ候間早朝より御中間請取

之、 御天守掃除為致候、御国御用入津田兵部殿江罷出、請取物

等夫々江被仰渡候様致度旨達シ、且亦前方ハ御海脇ニ御屏風建申候、

暑氣之節ニ御座候得者如何可仕与伺候処、夫二八及間敷由二候故迷

不申候、其外ハ前々之通ニ御座候

御中間拾六人請取、早朝より御掃除為致、五重目二ハそうきんか

け申候、御成前ニ御城代衆御見廻り御座候

五重目〔南東〕之御間ニ御海敷、御刀掛ケ御引渡シ〔長慶斗・ぬり

三方〕指出申候

右御刀掛け・御海ハ御小納戸江罷出請取申候

御上草履も右同所ニ而請取申候

御引渡シ御賄方ニ而請取申候

右之品々 御成相済候以後直ニ戻シ申候、 殿様五ツ半時比 出

御、四つ比 烟御被遊候、御深井丸江御懸り不明御門合 御入被遊

候、御末子様方御附添御側衆數多御供御座候

竹腰山城守殿

御年寄衆

御城代衆 但御老人ツ、御先江御案内

御制同心頭衆

御國御用人

御普請奉行

林治右衛門

御作事奉行 三人

御勘定奉行

御目付

内藤亮市

五拾人御目付者先達而 御本丸御天守下迄参り居申候、 出御

之節既左衛門・理右衛門兩人者 御天守ト小天守之間ニ而

御見仕候而、御跡今四重目迄罷越候

補役者御茶戻西二而平伏仕候、 御機嫌能 帰御被遊、御跡仕

廻九ツ比ニ引取申候

〔徳義云、此朱書一行元來有之也〕

〔鍵奉行扣留書拔終〕

〔宝曆五年五月御城代衆ノ届〕

明十九日 御天守江被為 成答ニ付、 御天守御難明六ツ

時鍵奉行可差出候間、御渡候様ニ与存候、仍之申入候、以上

五月十八日 大道寺主水

御当番

御小納戸衆様

御天守明キ申ニ付、 封番御中間四人ハ御用入衆江、押之者老人ハ御

目付衆江〕

前方 御成之節御手水之儀、鍵奉行世話二面取扱候儀も有之候、今般之儀ハ其儀ニ及申間敷候、前方ハ御本丸御足軽頭稻留平左衛門当病ニ而引籠罷在候故、右之通取扱候、今般者平左衛門令出勤罷在候付、此方々古格之通御手水之儀一向取扱不申候也

明日 御天守江被為 成候付、御勘定元方・御勘定奉行も罷出候間、所々御門口々出入差支無之様御申渡候様致度候、仍之右人別書付毫通進之候、以上

五月十八日

津田兵部

大道寺初三人衆宛様

右之通申越候付人別書付請取之、御申越候通令承知候旨及即答、御門断直ニ相済させ候也

五月十八日

津田兵部

先刻申進候通、明日 御天守江被為成候節、五重目ニ御引渡出シ置并御傳・御刀懸も出置候付二付、鍵奉行乞請取申度旨引合有之者相渡候様、御小納戸・御賄方江申渡置候間、如例御心得候様ニ与存候、以上

明十九日 御天守へ被為 成候三付、御天守之鍵明朝六ツ時鍵奉行可指出候間御渡候様ニ与存候、仍之申入候、以上

五月十八日

津田兵部

大道寺主水

大通

津田兵部

大道寺主水

津田兵部

野崎主殿様

大通

津田兵部

野崎主殿様

津田兵部

加賀嶋七郎左衛門様

大通

津田兵部

加賀嶋七郎左衛門様

津田兵部

先刻御申越候通、明日 御天守江被為成候節、五重目ニ御引渡出

シ置并御傳・御刀懸も出置候付二付、鍵奉行乞請取申度旨引合候ハ、相渡候様、御小納戸・御賄方へ御申渡置候間、如例可相心得旨令承知候、右 御成ニ付、猶亦委細之儀ハ鍵奉行直ニ相候様ニと申渡置候間、定而相何可申候条、宜御申渡候様ニ致度候、此段ハ從是可得御意与存候處、任幸便申進候、以上

明十九日 御天守江被為 成候三付、御天守之鍵明朝六ツ時鍵奉行可指出候間御渡候様ニ与存候、仍之申入候、以上

明十九日

津田兵部

申渡置候間、定而相何可申候条、宜御申渡候様ニ致度候、此段ハ從是可得御意与存候處、任幸便申進候、以上

明十九日

津田兵部

五月十八日

大道寺主水

大道寺主水

大道寺主水

津田兵部様

大道寺主水

大道寺主水

大道寺主水

明十九日

津田兵部

明十九日 御天守江被為 成候三付、御天守明キ申候間、押之者老人明十九日朝六ツ時々 御本丸江罷出、如例相勤候様ニ御申渡候様ニ与存候、仍之申入候、以上

明十九日

津田兵部

38

五月十八日

御當番

御目付衆様

右之通申遣候處何れも承知之旨返報申来ル

五月十八日

御本丸御番同心中

御深井丸御番同心中

御番之御足輕共江も夫々可被申渡候

明十九日朝五時御數寄屋口令出御、東拍子木御門令被為 入、西拍子木御門 御出、吹貫御門江 御懸り、透シ御門被為 入、御天守江外御廻り被遊、夫々不明御門令御本丸江被為 入、御天守江入御可被遊旨被 仰出候、尤外揃時刻之儀五時之苦候、仍之申入候、以上

五月十八日

平岩瀬之丞殿

一通 中川勝藏殿

野崎三郎右衛門殿

一通 平野又左衛門殿

御側御足輕頭

一通 [在役在尾州之輩計、姓名殿]

稻庭平左衛門殿

一通 御茶道頭殿

野村伴左衛門殿

一通 御藏奉行殿

御作事奉行殿

一通 御藏奉行殿

同心小頭兩組四人連名鑑(鐵御門江相詰如例可相心得旨申遣)

稻留安之丞殿

一通 帶金左近右衛門殿

丸山所左衛門殿

一通 河村林次郎殿

宗勝 宝曆五年(一七五五)

掃除御中間頃江用達共分
明十九日[如前文中署]御數寄屋口令 入御可被遊旨 被仰出候、

各其心得可有之候

五月十八日

御本丸御番同心中

御深井丸御番同心中

御番之御足輕共江も夫々可被申渡候

明十九日 御天守江 御成二付、右御用相濟候迄諸道具并押之者、御中間、御本丸・御深井丸御門口々出入人別人数之儀共二、鍵奉行高松丸左衛門・平井理石衛門・引合次第出入不指支様可被心得候、尤右御用相濟境ハ鍵奉行令揚之断申達候二候、可被得其意候

五月十八日

御本丸御番之同心中

御深井丸御番之同心中

御番之御足輕江も夫々可被申渡候

御深井丸御番之同心中

御番之御足輕江も夫々可被申渡候

明十九日「如前文中署」旨被仰出候、就夫西鉄御門番所令開閉取扱候御門々々江ハ御足輕役人差添、式人宛健を持、帰御迄其御門々々江相詰、若其御門 御出入有之候節、差支無之様二急度可

相守候、右之儀當番令相勤候而八人數等指支可申候条、非番方令可相勤候、尤新參者二而八不案内之義も難計候間、勤願候者指出様二可致候

五月十八日

右之通書付相調兩組小頭老人宛呼出、用達共より為申渡候也

右之通夫々江申渡御掃除其外共々、諸事無指支御模通能候也

一 御旗奉行・御鍵奉行之儀 御天守御修復中見廻り等格別二相勤候

儀二付、何卒 御天守内拝見仕度内存之由二付達 御耳候處、明

日 御覽相済候以後罷出、拝見仕候様二与之御事二付其段申間候、且御深井丸番頭・御本丸御足軽頭・御弓矢奉行之儀願之品ハ無之

候得共、御天守拝見仕度候者前件両役同様之事候間、可為勝手次第旨被仰出、是又申通辭候、就夫御具足奉行之儀も右ニ准シ

候苦候間、此段御申間被成様二与存候、且右ニ付御礼品御具足奉

行之儀ハ拝見相済候上、拙宅江罷出候様二御申間御座候様二与存

候、以上

五月十八日

遠山彦左衛門

大道寺主水様 野崎主殿様 加賀鳴七郎左衛門様

尚々本文之輩 御天守出入之儀ハ勿論、各江申達候様二与申間候

事、以上

五月十九日

加賀鳴七郎左衛門

野崎主殿
大道寺主水

小笠原三郎右衛門様

寄衆二も輕々御祝詞被申上候由二付、兼て御願申置候通、右ニ准

拙者共儀も御祝詞申上候様二御取扱被下候旨、仍之被仰越候趣御

端書之趣共ニ委細致承知旁御世話共悉奉存候、何も追而期面上御

礼等可得御意候、以上

御天守御修復無満出来、今日 御覽相済候付、御祝詞申上之儀年

寄衆二も輕々御祝詞被申上候由二付、兼て御願申置候通、右ニ准

拙者共儀も御祝詞申上候様二御取扱被下候旨、仍之被仰越候趣御

端書之趣共ニ委細致承知旁御世話共悉奉存候、何も追而期面上御

礼等可得御意候、以上

寶曆五年亥五月十九日

源藏公様 御成（御）「生ル」道（順）「生ル」

署圖

シ御祝詞御申候様二取扱申候、左様御心得可被成候、仍御承知旁申進候、以上

五月十九日

小笠原三郎右衛門

大道寺主水様 野崎主殿様 加賀鳴七郎左衛門様

尚々本文御祝詞申上之儀、年寄衆居合セ計被申上候由二付、一通

リニ而者御祝詞御申上三不及候得共、御天守御修復之儀各様

二ハ各別之御事二付、本文之通御祝詞御申上候様二取扱申候、是

又為御承知申進候、以上

御天守御修復無満出来、今日 御覽相済候付、御祝詞申上之儀年

寄衆二も輕々御祝詞被申上候由二付、兼て御願申置候通、右ニ准

拙者共儀も御祝詞申上候様二御取扱被下候旨、仍之被仰越候趣御

端書之趣共ニ委細致承知旁御世話共悉奉存候、何も追而期面上御

礼等可得御意候、以上

五月十九日

加賀鳴七郎左衛門

野崎主殿
大道寺主水

（古帳の寫畢）（御成之留 終）

御天守御修復（今「ヒ」春「ヒ」迄三）皆出来二付

二 二之丸江罷出、御用人迄御機嫌相伺罷候

一 御天守御修復無御満出来、今日 御覽相済候付、御祝詞御申上之儀、年寄衆二も輕々御祝詞被申上候由二付、兼て御願之通右ニ准

宗勝 宝曆七年（一七五七）

寶曆七年丑五月十日今日四ツ半時頃、成瀬半大夫殿令急二罷出候様二
と小使申來候付、早速罷出候處、半大夫殿被仰問候ハ、今日夕御膳過
御天守江被為 成苦候間、其心得いたし候様尔と被仰問候付、御道
筋之儀相伺御掃除致させ候處、九ツ半過頃被為 成候、御道筋之儀八
御露地口令元御春屋御門被為 入、御本丸東一二之御門江御懸 御天
守江被為 成、帰御之節も右之 御道筋帰御被遊候、尤八半頃 帰御
被遊候、且亦右之儀野崎主殿殿令も被仰渡候、例之通御往来共二元御
春屋中程東江入込之細道江罷出居申候、御露地口令 御往来共二御駕
二而被為成候、將亦拍子木御門の方令可被為 成之由主殿殿被仰聞、
是亦御掃除為致候處、拍子木御門よりハ不被為 入、右之通元御春屋
御門令被為 入候

寶曆七年丑五月十日、今日西北村々如海ト云ニ依而窮民御救之為、俄
ニ 御天守江 御登臨ニ付
源戴公様 御成御道順
圖書

宗勝 宝曆九年（一七五九）

署圖

(繪図⑧)

寶曆九卯年九月廿二日九ツ半時之御供拂二面、御露地口々 出御
 御駕二被為 召、東拍子木御門より被為 入、御本丸南一二之御
 門御入、御天守石たん下二而 御駕より 御下り被遊 御天守江
 被為 成、右相濟而両錠土戸々御具足多門江被為 入、相濟而
 御本丸御殿江被為 入、御本丸御玄闕より 御出被遊 夫令御
 鐘多門・御旗多門江被為 入、右相濟而東一二之御門江御懸り、
 御塙藏御門御出、御高塙畔東御弓矢多門・西御弓矢多門并三重御
 屋くらへ被為 入、夫より大簡藏江被為 成、大簡藏前より同心
 番所前江御懸、右番所前辺尔て 御駕二被為 召 透御門・吹貫
 御門・西拍子木御門江御懸、東拍子木御門々御露次口江 帰御被
 為遊候

編年〈記〉(大畧) 二(云) (宝曆九卯) 九月廿二日(御成)

(○)

自分「書」苗二云、掃除御中間頭之儀、東拍子木御門々被為 入
 候節、拍子木御門内御足輕番所前〔拍子木番所〕少西之方ニ裏
 付上下着用罷在候、少々跡之方江小頭兩人共羽織、袴着用罷出居
 申候、 堀御之節ハ右同所出番所〔今東拍子御門内南之所ニ在〕

西之方江罷出居申候、七ツ半頃堀御被遊候

寶曆九年卯九月二十二日

源載公様 御成御道順

源明公様御代中　御世子様方　御巡覽被遊候扣覺書等も此帳末
二入置候

源明公様御巡覽御年歴大抵

御巡城舊蹟署　六

宗睦全般

寶曆十一巳　八月五日

御家督　御留守

（御年三十）

享保十七子九月廿日　御誕生

（□□）（生ル）御歲三十

（明公）御実年之事無窮鑑曆二、享保十八丑九月廿日

御誕生、註二元文四末（年）御八歳之由御達、宋御生

年八右之通

十二月朔日　御拌任

中納言

從是齋延享元子十二月朔日　御叙任

從三位中將、

宝曆三酉十二月朔日　御拌任
宰相

同十二午

同十三未

八月十九日

御本丸御巡覽

同十四申明和改元　御留守（四月三日　御發駕）

一　源明公様御時代之扣留記闕損多きに依而、據寡く甚事危に候得共、
外尔可求得儀も未行届候間猶追而可補之

一　初而　御天守御成之節　御前代様御衣服御熨斗自麻御半上下二
而御座候、　源明公様右初而　御成之節ハ、仲秋ニ仍而御帷子
に御座候、抑今世尓も染帷子ハ熨斗目・服紗之兩様に適用する品
なれとも、右　御成之節の御帷子ハ則　御前代尓引くらへ奉る
時、御熨斗目に相当仕ル御衣服品と心得可然処なり

一　源明公様御代中　御世子様方初而　御成之節より、御衣服品御
服紗麻御半上下被為　召候様相成候、此段前々　御代々様御衣服
より其御品柄一等（替）【降】れる御事、其節之御議定難相分候

明和二酉	御在國（五月廿九日 御着城）	正月廿五日 高須様御嫡子 源白様御養子被 仰出（御叙任（從三位中將）從三位中將）
同三戌	御留守（三月三日 御發駕）	御留守（三月二日 御發駕）
同四亥	御在國（四月十九日 御着城）	御在國
同五子	御留守（三月三日 御發駕）	御留守（三月二日 御發駕）
同六丑	御在國（五月三日 御着城）	御在國
同七丁	御留守（三月十五日 御發駕）	御留守（三月二日 御發駕）
同八卯	御在國（四月十五日 御着城）	御在國
同九辰安水改元	御留守（三月三日 御發駕）	御在國
〔御世子様モコ、ヨリ書ク〕	〔御世子様モコ、ヨリ書ク〕	〔御世子様モコ、ヨリ書ク〕
○……已下同之」	○……已下同之」	○……已下同之」
源孝様（源明様御嫡男）御在國（四月十六日 御上國）	源孝様（源明様御嫡男）御在國（四月十六日 御上國）	源孝様（源明様御嫡男）御在國（四月十六日 御上國）
九月廿三日	九月廿三日	九月廿三日
○…… 源孝様 御本丸 御巡覽	○…… 源孝様 御本丸 御巡覽	○…… 源孝様 御本丸 御巡覽
安水二巳	御在國（三月廿三日 御着城）	御在國（三月廿三日 御着城）
〔○……〕 源孝様 御留守（二月十一日 御發駕）	〔○……〕 源孝様 御留守（二月十一日 御發駕）	〔○……〕 源孝様 御留守（二月十一日 御發駕）
〔六月十四日、於江戸 中将様 御道去、御謚号 源孝公〕	〔六月十四日、於江戸 中将様 御道去、御謚号 源孝公〕	〔六月十四日、於江戸 中将様 御道去、御謚号 源孝公〕
同三午	御留守（三月十一日 御發駕）	御留守（三月十一日 御發駕）
〔四月十一日、源昭様〔源孝様御弟君〕御嫡子二被 仰出 同四未〕	〔四月十一日、源昭様〔源孝様御弟君〕御嫡子二被 仰出 同四未〕	〔四月十一日、源昭様〔源孝様御弟君〕御嫡子二被 仰出 同四未〕
御在國（四月十九日 御着城）	御在國（四月十九日 御着城）	御在國（四月十九日 御着城）
同五申	御留守（三月朔日 御發駕）	御留守（三月朔日 御發駕）
〔七月（十）（八）日於江戸 中将様御道去、御謚号 源白様〕	〔七月（十）（八）日於江戸 中将様御道去、御謚号 源白様〕	〔七月（十）（八）日於江戸 中将様御道去、御謚号 源白様〕
源昭公 御一世御在府	源昭公 御一世御在府	源昭公 御一世御在府
同六酉	御在國（四月廿九日 御着城）	御在國（四月廿九日 御着城）
同七申	御留守	御留守
同八申	御留守	御留守
同九子「写二省、安永三已來留記欠失」	同九子「写二省、安永三已來留記欠失」	同九子「写二省、安永三已來留記欠失」
同十丑天明改元	同十丑天明改元	同十丑天明改元
同二寅	〔三月十五日 御叙任 從二位大納言〕〔此節御歲（四十）九〕（五十）、実御四十九（五十）」	〔三月十五日 御叙任 從二位大納言〕〔此節御歲（四十）九〕（五十）、実御四十九（五十）」
同三卯	御在國（四月十一日未上刻チリフ々御着城）	御在國（四月十一日未上刻チリフ々御着城）
同四辰	御留守（三月二日 御發駕）	御留守（三月二日 御發駕）
同五巳	御在國（四月六日從チリフ辰上刻 御着城）	御在國（四月六日從チリフ辰上刻 御着城）
同六午	〔十二月朔（日） 源白様御（氣）（拝）任 宰相〕	〔十二月朔（日） 源白様御（氣）（拝）任 宰相〕
二月十日	御留守（三月九日 御發駕）	御留守（三月九日 御發駕）
明様御弟君少将攝部頭勝朝朝臣、文化八末九月十三日御卒去、	明様御弟君少将攝部頭勝朝朝臣、文化八末九月十三日御卒去、	明様御弟君少将攝部頭勝朝朝臣、文化八末九月十三日御卒去、
御寺八 相應寺）御同道	御寺八 相應寺）御同道	御寺八 相應寺）御同道
十一月二日初而	十一月二日初而	十一月二日初而
〔○……〕 源白様初而御在國（四月十一日 御着城）	〔○……〕 源白様初而御在國（四月十一日 御着城）	〔○……〕 源白様初而御在國（四月十一日 御着城）
源白様 御本丸御巡覽〔写二省〕御服紗・御半袴	源白様 御本丸御巡覽〔写二省〕御服紗・御半袴	源白様 御本丸御巡覽〔写二省〕御服紗・御半袴

〔○……〕 源白様 御在國（三月十五日 御着城）

同九酉 寛政改元 御在國（九月廿一日 御着城）

〔御謚号 瑞嚴院殿〕

御留守

同十午

〔○……〕 源白様 御留守（二月廿五日 御發駕）

〔四月十三日〕

寛政二戌 御留守（三月二日辰上刻 御發駕）

同十一未

〔御長男〕（生ル）

〔○……〕 源白様 御在國（九月廿一日 御着城）

〔九月十一日〕（生ル）

御留守

十二月廿日於市谷

〔○……〕 源白様 御在國（四月十一日 御着城）

〔禮子代御叙任 徒三位中將〕（生ル）

御留守

以上

源明公

同三亥 〔○……〕 源白様 御在國（四月十一日 御着城）

〔禮子代御叙任 徒三位中將〕（生ル）

御留守

十二月廿日於市谷

同四子 〔○……〕 源白様 御在國（四月十一日 御着城）

〔禮子代御叙任 徒三位中將〕（生ル）

御留守

以上

源明公

二月廿七日

源白様 御本丸 御巡覽

〔○……〕 源白様 御留守（三月二日 御發駕）

源明公御一世三十九年

同五丑 〔○……〕 源白様 御留守

〔写本行此系格二上ケテ書キ置候〕

同六寅 〔○……〕 源白様 御留守

〔八月晦日 於江戸 宰相様 御道去、御謚号 源白公〕

源明公

同七卯 〔○……〕 源白様 御留守

〔八月晦日 五郎太様〔源白公御嫡子〕 御道去、御謚号 源懷公〕

源明公

同八辰 〔○……〕 源白様 御留守

〔御謚号 教令院殿〕

源明公

同九巳 〔○……〕 源白様 御留守

〔御謚号 教令院殿〕

源明公

〔○……〕 源白様 御留守

〔御謚号 教令院殿〕

源明公

〔○……〕 源白様 御留守

〔御養子〕 文恭院様△△御 三〔男〕

源明公

〔○……〕 源白様 御留守

(補外)

「今日麻半御上下也、御雜子之時節二付御熨斗目御服紗之訛不相分、但後々之御例二拵トキハ此節既御服紗ノ御格狀ト奉見誤哉」

源明公様(初子) 御巡覽御(順) 次 第

寶曆十三年末八月十九日今日天氣能、九半時過頃御露地口令 出御、御駕二而東拍子木御門より被為 入、御本丸二之御門一之御門被為 入、御玄闇前弓矢來御門被為 入、小天守石段下迄 御駕二而被為 成、夫より 御天守江被為 成、御天守相濟候而小天守下 両鏡口より御通り被遊、御具足多門北之口令被為 入、御具足多門相濟而 御本丸江被為 入、御本丸ヨリ御旗多門・御鎧多門江被為 成、夫よ り東一二之御門江 御懸り、元御春屋より御塙藏江 御懸り、御塙藏江被為 成、夫より透シ御門・吹貫御門・西拍子木御門江 御懸り被遊、東拍子木御門より七ツ頃 爐御被遊候、今日想体御足輕(衆) 中) 迄も麻上下着用いたす、小頭も麻上下着用いたし候

右御用意(向)取扱(向)之記云、殿様 御天守江 御成御座 候ハ、御掃除之儀いつもの振尔も可仕哉、初而之御儀二も御座候得ハ、各別宜も可被仰付哉ト野崎主税殿(御城代衆) 江伺候候、初而之儀に候得者、随分入念為致候様尔と被仰聞候、草など 御目近クハ刈せ候様にと被仰聞候、就夫草坏急ニ刈申候得ハ御中間計り二而ハ參届不申候付、日(用)「雇」ニ而も雇不申而ハ御問合ひ難く候旨申達候處、左候得ハ御入用も繋り候儀二候間、「御國御用人・御側同心

頭兼、是ヲ両役衆ト云、後ニ御側大寄合、又御側御用人一両役衆江茂御相談申候様尔と被仰聞候付、右之趣を以津田九郎兵衛殿江相伺候處、御深井・御本丸之草不残刈七候而ハ大分之事ニも候間、御道筋両脇三尺通り程宛刈ラセ候而可有之候、三尺通り程刈らせ候ハ、御成ニ付からせ候とも相見宜可有之候、其上道狭き所者御供の輩芝原江上り候為尔も能可有之候間、右之通相心得候様尔と九郎兵衛殿被仰聞候付奉畏候、併三尺通りト申候而もいかふ急爾被仰出候而ハ、御間(ハ)難合奉存候旨申達候處、幾日程以前ニ被仰出候ハ、御間合ひ可申哉ト被仰聞候付、四五日、三四日以前ニ被仰出候ハ、御間も相可申旨申達候處、初而御成之事ニ候得ハ諸役所とも御掃除等有之事ニ候ヘハ、急ニ被仰出候儀有之間敷候間、弥右之通相心得候様ニと被仰聞候付、御成之御沙汰も御座候ハ、少も早ク被仰渡被下候様ニト申達候處、御承知之旨被仰聞候
八月十七日、明後十九日景以後 御天守并御本丸(江)「(此頃の風として御本丸と云、御本丸)御殿(中を指)の事をいへり」(江)可被為 成旨被仰出候間、可有其心得旨御掃除等之儀尚更入念候様御申付有之様ニと存候、右之通野崎殿(前ニ主税殿ト有り、御城代衆)家来加藤幸左衛門(方)より申来候、尤明日ハ見廻も有之トノ由申来候、右之通十七日八ツ時過ニロ野崎主税殿ヲ被仰越、御右筆衆加藤平右衛門方よりも書付を以被申聞候、右之通ニ付御掃除為致候、兼而主税殿並九郎兵衛殿江も相何、御通り道両脇三尺通り程刈らセ候事ニ付、御具足多門石段(朱注コ・ヘ入)兩脇(印ヘ入注也)(二)ニ(二)に石段トハ)御本丸御殿前御庭(より)未申(隅)御櫓へ登ル(處)の(石段なるへし、昔ハ御具足方役所もこの未申隅)御櫓の内尔して、つね尔人々出入りも此石段よりいたす事あり(セ) し由、今(も)

(此) 〔未申隅御禮〕 北の口 〔を一名〕 〔御具足方呼て〕 本ン口と (云)

〔称する由〕 扱此 〔本ンくちト云所石段 (より御殿への) (昔の) 御成道ハ御旧例也〕 (り) 其外所々草長キ所ハ右之振三刈七申候、尤兼々

心懸御深井その外所々草茹せ置候付、余り延候所も無之候、御石垣之草も一両日以前とらせ候、御深井道通りの切り立も追道致させ候付、少々残之所計切立させ候、御塙藏御堀御天守下之御堀之草ハ延居申候得共得茹せ不申候、其外所々御掃除入念致させ候 (〔私云〕) 此節

ハ 源明公様御代始之 御巡覽二候處、御手當向之質素成御事可奉察候儀三候】

組頭日記二

宝曆十三末八月十九日、殿様九ツ半頃御露地口今出御、拍子木御門今被為 入、御天守江被為 成、夫今御具足御多門江被為 入、夫今御殿江被為 入、御玄闇今 出御、御旗多門・御鎗多門江被為 入、夫今東一之御門今御塙藏へ御懸り被為 遊、御深井丸御弓矢御多門へ被為 入、御三重・大筒藏 御旅藏江被為 入、夫今透御門今七ツ時過 烟御被為 遊候、御供御役人衆竹腰山城守殿・成瀬主殿頭殿・山澄淡路守殿・阿部肥前守殿・生駒因幡守殿・成瀬織部殿・加々嶋小兵衛殿・山澄主膳殿・下条庄右衛門殿・留水内左衛門殿・石黒丹下殿・野崎源五右衛門殿・埴原金左衛門殿・稻葉七藏殿・右之通御供也、尤何れも麻上下也、彦八郎殿此方兩人共上下着用引取ニ此方兩人共彦八郎殿へ相越

寶曆十三末年 (八月十九日)

源明公様初而 御成 (之節御) 『生ル』 道 (順) 『生ル』

署圖

(繪圖⑨)

宗睦 天明六年（一七八六）

天明六年二月十日夕 御膳過、御露次口より東拍子木御門（より南一二の御門）江 御懸り、御本丸御玄闕より 御上り（「御殿中御巡覽」）、中之口（「本名中御玄闕」）より 御出御天守江 御上り、夫より小天守相済候而両銃口より御具足多門北之端より右御多門江被為入、御具足多門 御通ぬけ、御旗多門江被為 入、御鎧多門（「今時南よりの順ニハ御鎧多門、御旗多門也、此次ハ如順カ、不審」）被為 入右御多門内櫓御多門江 御通りぬけ、御番所（「御本丸番所」）後より〔岩岐〕 御下り遊被 駕二被為 召、東二之御門、元御春屋より御壇藏江 御懸り、東御弓矢多門江被為 入（「御下乗是より御歩行」）、相済而西御弓矢多門、三階御槽・鎔御多門相済而大筒藏・御旅藏（「本名御旅筒藏」）相済而 御駕二被為 召、透シ御門江 御懸り、御深井御藏（「本名西之丸御米藏也、世間ニ御深井附溜（御米藏と云）御米藏など云」）内江被為 入、新道（「昔此御米藏地内ハ榎多土戸内の地尔隣り、西南之處界塙在りて常爾榎多土戸内、奉行御預り他人用なき所なれば、月次御城代衆見廻り尔も携ハり給ハズ、況や」）御成など唱へ、各一構尔成て御構御門銃ニ切置、中ハ御藏或ハ御米藏内など唱へ、各一構尔成て御構御門銃ニ切置、中ハ御藏五年以前の事故、拔今度御藏内へも 御巡覽初りても 昔より御巡行無御座処故御道筋なし、仍之四番の大藏異名今川藏の前より西南月見御槽下江御巡道を切開らしと也、是を新道ト云）より土戸内御鉄炮櫓（「異名月見櫓」）江被為 入、相済而土戸（「本名」）榎多土戸（口）江 御懸り、土戸前ニ而 御駕二被為 召（「御藏御

門 御下乗已後、爰まで 御（歩行）（駕廻し）」、西拍子木御門より東拍子木御門江 御懸り、御露地口より 帰御、天氣能無御故障被為今日總体依服羽織袴着用、 捷部（頭）様も御跡より 御出被遊候、山城守殿・隼人正殿、伊賀守殿・淡路守殿其外御用列象ニモ御出有之候、其節拙者（「掃除御中間頭中兵右衛門」）儀、拍子木御門内下馬先番（所）少西ノ方ニ罷在、小頭も少後の方ニ扣（有之）（させ置）候、右之内（以下「之文」）舊式を可要條也）老人ハ御城代衆 御本丸御玄闕江暫 御先江御越被成候苦二付、履物等取扱御玄闕前江相越居候（「御成御迎場より御先駆之儀有之ニ付て之處御國中故ニ兼て之用意也」）、拙者（「兵右衛門」）并小頭も 御跡より御供仕、御城代衆並御供之衆はき物等裁許いたし候

但御次草履御中間方江取二遣候處、五十足指越呉候、向後御次草履致手当候ニモ不及、御供之衆中履物取廻し、若不足等之節ハ御庭方より手当有之事ニ相見候、其内も御城代衆ハ手当いたし可然事

今度 御成以前調之大法左之通

一 二月六日役所引取後罷越候様、中条東四郎殿用達役奉簡、即刻罷出ル、東四郎殿御逢被仰問候ハ、未被 御出候得共、来ル十日頃 御天守・御本丸其外御多門御順覽之筈可（得）其意旨、御道筋いかふしめり候處無之哉、明日致見分可申聞旨被 御付候

一 同七日出勤之上見分致候處、御道筋宜御座候旨申達候、今般ハ御藏内江茂 御懸り、土戸内月見之御槽江も被為 入候間、御藏内より道明ケ候様被 仰聞候付、右ハ道無御座候間、かやの木南之御藏前軒通り 御通り被遊候様申上候得ハ、左候面ハ八重之御道通りニ相成候間、兎角道明候様被仰聞候付、左候ハ、明朝見分仕

可申上旨申達候、尤御成被仰出候〔「私云、誠ニ寛々の体、昔

(繪圖10)

日の事可察に便あり、是尠て往昔の事〔ハ〕粗に寛なる、今萬に

(付) 密にして刺なり〔を可察故隨て費多し〕」

同八日出勤之上小頭中江も申談、御藏内より道明候儀致見分候處、
宜場所不相見候付、西北之御藏〔「今川藏」〕前より筋遠ひに芝場

切明け、溝通〔「後年此溝に〔御作事方〔取扱〕板橋を懸ル〕」
江も當分出入させ致出来候

一 同九日五ツ過頃より東四郎殿・織田遠江殿御同道 御本丸御殿、

夫より 御天守井御深井丸且御藏内より土戸内江も御廻り被成、

八時過御帰候処、亦々 御手水所之儀二付 御本丸江御出、夫

より御深井丸江も御越、鑄御多門南之口ニ 御手水所幕張ニ而致

出来候様、揚部頭様御手水所之儀ハ磨御藏北西之方ニ出来候様被

仰談御引〔合〕取二候

今般御成御用前件之振ニ候得共、重而ハ又々時之宜ニ取扱可然事

役所引取より〔「十日御成済（ノ）上」〕両御城代衆江無御故障被為清

候御祝儀ニ罷出候事〔「舊式」〕

天明六年（二月十日）

源明公様 御成〔御〕「生ル」道〔順〕「生ル」

署圖

此節

亮諸院様御同道〔「私曰、安永年之留欠失、今度

御幾度目二哉不相分、今度〔ハ〕御式事無御座〔故〕、只

巡覽御一途故、御巡路之御便利專一之御模様、併後年惣

御巡道 御次第爰に芽ス」〕

宗睦 寛政二年（一七九〇）

御意有之

御本丸御足軽頭

一 寛政二年二月十五日、中條東四郎殿〔御城代〕御達ニ而、來

ル十八日 殿様御天守・御本丸御殿其外御深井江被為 成旨被

仰出候間、得其意、前振之通可取計旨被 仰聞候、仍之即刻役所

江罷出申渡、同十六日未明少御掃除為致候 〔〇〕 寛政二年二月 御天守御成御次第書〔抜〕 御本丸・御天守江被

為 成候付〔御羽織・御袴〕 御教寄屋口々 出御、東拍子木

御門江被為 入

御左之方

御意有之

御城代

同所南之方

〔今二云御本丸番組頭ノ事〕

御城代同心小頭

〔今二云御鐵炮玉葉奉行〕

御意無之

御鐵炮奉行

御具足奉行

御天守鍵奉行

同所西之方

御意有之

御旗奉行

御鎗奉行

御作事奉行

南二之御門江御懸り
御左之方

(補外)

文化八未四月廿八日

御入部已後ニ而、於

御城御本丸詰物

頭合御城代衆大道寺玄蕃殿へ被指出候一紙左之通

源明様初而 御本丸江被為

宝曆十三未年八月十九日、

御通行之節、一之御門前御番所前江御本

丸御足軽頭罷出候、此節 御意御座候

一 右之節、御殿中御書院江被為 成御着座御座候節、御本丸

御足軽頭被 召出

御手自御熨斗被下置候、右被為 成候御

次第御先例之通之旨被 仰出候

末四月 稲富平左衛門

同一之御門江被為 入表御玄関ニ而 御下乗〔〔此以奥ハ〕〕

都而御城代御案内仕〔ト可見處ナリ〕〕 御殿中御廻り〔御梅、

御刀懸先達而御上段江出置〕相済而中御玄関々 御駕被為 召、

矢來御門江御懸り、 小天守口ニ而 御下乗、御天守五重目迄為

成〔御梅・御刀懸、先達而出置〕小天守口下石垣際両銃口江御

懸り、御具足多門北入口々被為 入、御矢槽〔ヤツコ〕御多門御具足御覽、

東之方口々御旗御多門〔此行より已下の處御順書ハ錯乱あり、但

其以前ニハ如此称ありしかと尋れとも不明ナラハ、然れハ〔筆者

の誤也ンカ〕因解ニ往テ〔此惑ひを弁へて可なるヘシ〕併考へて

宜し〕江渡御旗御覽内通り、輪御矢槽々御槍御多門江被為入、

御鎗・御長刀等 御覽、同所北之口々輪御多門江渡御、同所西之

口々被為下、御駕被為 召矣來御門々東一之御門・同ニ之御門・

堺御門・御塙藏前通り、御塙藏御門江御懸り、東御弓矢御多門江

被為成御下乗、東之口△被為入、同所御矢櫓・西御弓矢御多門・三階御矢櫓・鑄御多門・御簡御藏・磨御藏・御旅簡御藏・御順覽相濟而御駕被為召、透御門・吹貫御門江御掛り、御左之方番所前

御意有之

御深井丸番頭

御藏御門江被為入御覽畢而あさ木御多門・硫黃御多門前・榎多御門脇一間戸江御懸り、御駕被為召、御藏前・吹貫御門前・西拍子木御門・東拍子木御門江御懸り、帰御

帰御之節御城代江　御意有之

以上

二月

右御用入衆御調之由（二）候得共、御當日二ハ大同小異あり
同十七日、御城代衆〔中條東四郎殿・織田遠江殿〕御同道二面四ツ過御出、御本丸其外・御成之場所御見分、七ツ比御引取
同十八日前夜雨天、夜半止、朝晴快晴、夜前之甚雨ニ付、御道通見分として早朝今東四郎殿御城内御見廻、御玄闕前あしく候付、御指図有之、御作事方申合砂利等入、其上爾御作事方より筵敷、御用入成田貞之右衛門殿も御出見分有之、東四郎殿御玄闕ニ御扣之處江、遠江殿御出御同道二而表御殿〔今つねニ云御城、則二ノ丸（の方）御殿中ノ〕江御越

〔十八日御城代衆　御成道御見分清、已後二ノ丸江御上り之事ハ別二御用入衆等江御打合御用之儀なるへし〕

〔此一条ハ掃除御中間頭御供仕りたる趣を記セし也〕

〔補外一部貼紙〕

今日〔十八〕天氣能殿様御呈後御露次口△出御、拍子木戸口△より〔御歩行〕御天守江被為移、小天守江も被為入夫より兩錠口通り江被為懸、御具足（多門）北之端口△被為入〔未申（隅）御櫓東江〕内通り〔辰巳（隅）御櫓〕東之端より御鎧多門・御はた多門江被為入、櫓御屋くら〔西江〕櫓御門のき下御土居通行〕御天守御番所上より〔今（三云）（の）御本丸（御）番所（の事）〕被為下〔北御土居の岩岐（下サセラル）也、最前御駕ハ御玄闕前より御深井丸（廻ル也、岩岐）〕御歩行尔而夫より元御春屋・御塙藏之内被為通、御深井丸御弓矢御多門江被為入、右御多門二ヶ所相済、夫より三重の御屋くら江被為入、相済并いだもん江被為入、夫より大筒藏口△より被為入、御たひ藏御覽被遊候、相済而透し御門内廣場〔尔て〕〔今不寢番所前辺なるへし〕御駕籠尔被為召、長大門通り〔すかし（御門より）ふきぬき（両）御門迄の（ある廣）（長）路（を云）（の俗唱）〕江御懸り、御米藏御門内尔て御駕籠より被為下、大藏〔今川藏〕前通り〔一名今川藏、則四番目の御藏也〕より新道〔天明六年新道切開之節、溝内土人埋め候御通り〕〔△〕〔△天明六年新道切開之節、溝内土人埋め候御事方〕より懸ル尔や、其以前ニ懸ルニ知れず〕土戸内〔櫻多土戸の西（北）の（内）（地）なり、（前条に注ス通り）昔も御藏内土戸内と両御かまへ（二ツ）ありし故（の名）江被為入、

戊亥御屋くらへ【（今云）月見櫓】被為上、夫より土戸中道通

りより土戸内御塙藏御覽被遊、相済土戸外ニ而御駕籠尔被為召、

役所【御掃除方】後通り、東拍子木御門より御故障なく七ツ過比

二帰御被遊候【（記朱書）今般（之儀御次第書トハ大同小異有り、

併今日）之御順道、後之御巡路之始基ト相成】

両御城代衆御案内ルて御座候

右二つき御掃除等隨分入念出来仕候

一御本丸御玄闌前尔水附も御座候付、御作事方より蓮敷ク、御深井

御たひ御藏前通所々是又延をしく、是ハむしろ御作事方より借り

候て役所【（御掃除方）】より取扱候

掃除御中間頭并組頭両人御供仕候、御中間之内も二人召つれ御次

草履世話も勤候【（組頭（尔て引廻）御城代）衆御次草履取扱之

旧式】

出御・帰御等之節、三人【（頭一人・組頭二人）】ハ先例之通御本

丸下馬前御番所【（今云拍子木番所）】少し西の方尔扣居申候【（扣

場所之趣先ノ跡とハ遠却也、出御尔ハ拍子木番所の西尔在り、

帰御尔ハ腰懸の東辺尔在ル、是旧傳なり、今日誤レルカ】】

右御供衆ハ成瀬隼人正殿・鈴木伊豫守殿・山村三郎左衛門殿尔て

御座候、御用入衆ハ間宮外記殿・竹中彦左衛門殿・成田貞之右衛

門殿・上野内膳殿・幡野弥五兵衛殿・野村佐大夫殿・長野八助殿、

右御衆中孰与見うけ申候

御供之衆中并御本丸・御深井丸夫々懸り之衆中共一統平服【（此

頃之平服）羽織袴（也、乍再々記置】】

【○次の図表の小書き二ハ、爰へ本行同文字二朱書ヲ入ル】

寛政二戌年（二月十八日）

源明公様 御成（御）「生ル」道（順）「生ル」

署圖

【写ニハ前ノ本行ヘ付ル】

徳義云

【○】今般の御巡道ハ兼て御近例御調出之内をも猶御臨時に御跡

戾りなと可成丈無御座様御調詰と相見、一軒之御次第と御当日

之御道順とハ大同小異爾及ふ事圖の如し、併御巡路の後鑑尔

ハ此節を以始基と（なる）（なれり）

（繪圖⑪）

治休 安永元年（一七七二）

絵図⑫

源明公

源孝様御巡覽
御世子様方御巡覽之部

安永元辰年九月二十一日之記、中将様〔源孝様御當官〕明後廿三
日九ツ時出御、御天守并御本丸・御深井丸共ニ可被為成等候間、
諸事前々之通相心得御城内御掃除入念候様可申付之旨、高木八郎左
衛門殿〔御城代衆〕より被仰渡候、明廿二日八晝過頃より御城内
御見廻有之答〔此末欠（冊）（失）〕

別帳三云、九月廿三日晴天、中将様九ツ時之御供揃二而
攝部頭様
御同道二而 御天守并 御本丸江被為 成候
今日從六時上下致着用罷出候

〔已下ノ文字ニハ朱書ニスル〕

私ニ云

今年四月十六日 源孝様初而 御上國被遊候、其秋右之通
初而御巡覽被遊候（因之）
御本丸

安永元辰年（九月廿三日）

源孝様初而 御成（御）「生ル」道（順）「生ル」

署圖

此節

亮諦院様御同道

（地図が紙縫で括つてある）

治休 安永元年（一七七二）

治行 天明六年（一七八六）

源白様御巡覽

天明六年閏十月廿六日、織田遠江殿（「御城代衆」）奉簡を以御呼出、掃除御中間頭不出ニ仍而代役組頭參上仕之処、御達被成御渡御書付

（掃除御中間頭江（可去））

（欄外）
二月十日ト申御事段々ト御延引ニヤ、本書之通

（注）御初度御巡覽ハ、御天守を以尤第一と被遊儀、御舊式之處

既其式降ル

宰相様〔源白様御當官〕來月二日九ツ時之御供捕二而御和申・御半襦被為召、御本丸・御天守【注】（○）・御深井丸・御多門（江可被為成旨被仰出候、尤罷出候暈和巾・麻半袴着用之苦候、其役所取扱之儀諸事當春〔二月十日〕殿様被為成候節之通、可有心得候、尤御城内御掃除等入念候様可申付候

閏十月廿六日

同廿八日遠江殿、御天守其外御多門・御藏内（「今ノ西丸」）迄も悉夕御見廻有之、組頭代役相勸御案内済

十一月朔日出仕清、九ツ頃中條東四郎殿（「御城代衆」）・遠江殿御同道御見廻、八半時比御引取

同二日御城代衆四ツ時頃御城内御見廻被成候、宰相様九ツ時之御供捕二而御露次口々拍子木御門・南一二之御門江御懸り、御本丸御玄

関分被為入、中ノ口より（中御玄関の事○（○）天明六年（年）
源明公（様）後々之御巡覽、此口より御出也、源孝様御初度ハ知れす、抑今度ハ源白様御初度なれハ、御父公源明（□）様御初度之御例御相當之処、被署之只御近例（）と成行故、次第二御旧式（之）故実改り、失へ行事如此（也、前尔此御例有り、中御玄関より御臺所前矢来御門御越（））御天守江被為入、小天守并両錠口（御具足多門北之隔より御通抜、御旗多門江被為入内通、櫛御多門・御鎧多門又櫛御多門（此比之御多門順か、又ハ御立戻り御覽か解し難し（後日御道書の正しきを得て可訂）（猶追て可補之））御通り抜、右御多門西北之隔より御下り（（北御土居岩岐なるへし、爰の下廣庭ニ御供待（））御駕被為召東一二之御門・御塙藏・御通御天守下不明御門内江被為入（「弁へかたし、追而是も訂へし」）、夫より御弓矢多門段々御順覽、三階御矢槽・鉄炮磨場江（御上り、大筒并御旅藏夫より御駕被為召（（此所御旅藏の南、元來矢来御門の跡廣庭の所尔御供待なり、子細前々尔見へたり））、透シ御門より御深井御藏内（「今西丸御藏構」））今月見之御矢倉・アサキ御多門まで御巡覽、土戸口（御駕被為召複多御門外御巡覽、西拍子木より東拍子木江被為懸、七ツ過頃被遊帰御候、先以天氣能首尾克相清、一統恐悦仕候、御年寄衆下條殿・御傳衆高木殿并御用列衆三四人御出、右相済退出より兩御城代衆江罷出候、此度両御城代衆用達役前日被召連、又々今日東四郎殿家老遠江殿用達役一人ツ、被召連、二日二ハ御深井御番所二御残し置候事、御城代衆侍一人ツ、拍子木御番所二御差置候

支

〔已下朱書之分〕 私二云

今度尔て 御世子様方 御初の御巡覧

既ニ「御」両度ニ御座候処、毎度御和申・御半袴被為召候而 御成

被遊候趣「三御座候」
一（御城中江）御城代衆（御城中江御自分）家来（を）御指出被

召（つかひ被成）（仕）候事御制外の由也、（仍而）今度之趣各別

ニ御調之（趣）（由）也、又（往）昔ハ御本丸・御深井両大御番
所尔も御城代衆（御）自分幕を（被）打候由、仍而麻幕も大分（御
所持可被成）（入用之）事ニ而、御城代ハ大録レの御役也ト中條東
四郎殿家老高橋仁作・多膳家老高橋矢柄江之物語ニ承（傳）置
候、今ハ右之如両番所幕張（ハ）無之候

〔欄外〕

【嘉永四亥五月】

御代始二付

中納言様御巡覧之節、時之御城代

筆頭肥田孫左衛門殿両御番所ニハ自分幕為張ラレ度、御番衆へも尋
有之候得共、被存候人も無之、御番（所）古帳吟味も（差懸り急ニ
ハ）不行届旁書入成ニ過ル

天明六年（十一月二日）

源白様初而

御成（御）「生ル」道（順）「生ル」

署圖

治行 天明九年（一七八九）

〔欄外〕 天明八申年ノ記ニ云、十月朔日當冬之内

宰相様御天守其外江

御成可有之哉之旨中條東四郎殿御畠有之、東四郎殿ニハ其頃ノ御城

代

天明九酉寛政改元（今）年二月三日今日最前之内ニ東四郎殿江御呼出
罷出之處御逢、当月中旬比 幸相様御天守江可被為 成旨、御内々
御沙汰有之候間、如例相心得御掃除可入念旨、并此節路次悪敷可有之
候間手当等之儀可致勘考、尤御道通り悪しく候へ、上ニハ御駕ご御

下駄可被為 召候へハ、御供の衆中土足尔相成候間、御本丸等（「御

殿中ヲ云」）よこれ跡尔こまり候間、若悪敷候ハ、建等敷可然旨、又

ハ道板等手当いたし可然旨被 仰聞候、見分之上左様ニ候ハ、右諸色

御作事方より相渡候様仕度候間、此段右奉行衆江被 仰談被下候様仕

度旨申達置候、尤御道通の様子七八日比迄ニ可申達由被仰聞

八日、前題之通ニ付、去半年 御成之御道通り組頭召具致見分にてと

け不宜御場所書付、東四郎殿江可申達ト存相認、ハツ比右御宅江罷越

之處、御作事奉行後藤善右衛門方御本丸江見分ニ被相接候旨二付相尋、

東二ノ御門内ニ而得貴意候処、今日初而見分有之由付而ハ明後十日

御成之御沙汰有之候へ共、今日見分いたし候仕儀ニ候へハ、中々明後

日 御成ニ而ハ甚取込、此方御掃除ハ如何ト被申候間、中々出来不仕

旨申達候へハ役所述も其通ニ候へハ東四郎殿御達之節、右之趣申達吳

候様、尤後ニ可被罷出旨被申候、夫より東四郎殿江罷出、右之様子申
達候へハ夫ハ以外之儀、今日迄ニ御道造りいたし候皆中渡置候、明

九日見分之上申達、明後十日 御成之管候処如何間違候哉、且御作事

方も右同様是迄御成御用二不懸哉ト被仰候付、其段申上候へハ是亦右之御模様申通し候様、何れ二も明九日五時見分可致候間、隨分精出し存候處、御殿中江被罷越候よし下役申間候付、前題之趣候へハ大取込、直ニ善右衛門殿へ申達（被呉）「吳」候様申置、木端板等直引合借用いたし、夫々手配御道造り二相懸ル

九日、今朝五時過比東四郎殿御見廻、御作事奉行衆も御「引」召連有之御道筋夫々御指圖有之候、晚方迄二大方出来、又々翌後今東西四郎殿御本丸を初 御天守其外御多門（御見廻御引取、勿論明日十日五半時之御供捕二て 御本丸・御天守江 御順覽、元御春屋御門江御懸り、帰御、夕御膳過今御多門（御順覽（有之）「被遊」御管之由 十日、昨夕方より雨天、今朝よほど強降候間御延引被 仰出候、東西四郎殿拍子木御門まで御出、夫より御登 城（（二ノ丸江出殿））のう

ヘル、御伺有之候哉、御延引被 仰出候

〔朱書ニスル〕

私二云

今度之儀 御延引なり尔て候御趣也、其節之日記二云、二月十一日出御、錦織江被為 成、十三日夜二入九ツ時比 帰御、同廿五日今日天氣能 宰相様辰之上刻 御發駕、東海道十日振來月四日 御着座之筈二候由ト云々

治行 寛政四年（一七九二）

寛政四年（之帳二云）二月十一日 宰相様 御天守・御本丸江被為成、其外御深井御多門々々御巡覽可被為遊 御沙汰二付、御掃除等如例宜取計旨中條東四郎殿被 仰渡候間、

同十二日専取懸り候而、御成御用意相勤、

同十三日東四郎殿五ツ時御出、御本丸・輪御多門・御鎧御多門迄御見廻、御藏内土戸内御見廻、夫より表御殿（二ノ丸）江御出、追付又御本丸江御越、今日天氣相雲居候付 御延引被 仰出候、且廿日過之旨被仰聞御帰被成候、右 御成廿三日之筈二候天氣相不相勝候付、東四郎殿御登 城候上御延引之旨被 仰渡之

同廿五日二、右 御成廿七日之筈被 仰出候百織田遠江殿より被 仰

同廿七日、今日東四郎殿御本丸（（皆是）御殿（の事）（中））より又々輪御多門・新御具足御多門（（南）ノ御門東西の辺、後尔御具足入之

所尔成ト云）迄御見廻、夫より登 城（（二ノ丸御殿））、昼比より又々（御本丸江）御出、拍子木御番所江御上り（今ハ（樹形之）物頭（衆詰（被申候御番所之上）席（なり）（尔）テ（ハ御上不被成）候ニ古代（ハ無造作）（之林便利之儀（ニ而便利入）也）、暫く御見合被成候（（写ニ省）以下御次第書ハ追加なり）今日之御道順兼而御調（之趣）左之通

御本丸・御天守江被為 成候付（御羽織 御袴）御數寄屋口付 出御、東拍子木御門江被為 入

御左之方

御城代

同所南之方

御意無之

御城代同心小頭
御天守御門江

御鐵炮奉行
御具足奉行

御天守鍵奉行

御藏・大筒御藏・御旅簡御藏御順覽相濟而

御駕被為召、透御門

御意有之

御鎗奉行
御弓矢奉行

御作事奉行

御左之方

御本丸御足輕頭

御意有之

御鎗奉行

御弓矢奉行

御門脇一間戸江

御懸り

御作事奉行

御左之方番所前

御意有之

御鎗奉行

御弓矢奉行

御作事奉行

御意有之

〔欄外〕
「御本丸御玄関前西の大御門を一ノ門ト云、其外を内升形と云、爰之北尔有之御番所へ詰ルが御足軽頭也、故尔昔ハ此御番所之前江御出迎申上ル古格也、今毛正月を初常々共御城代衆御見廻之節ハ此升形御番所前江出迎被成候、是古格の遺り傳ハレル者也」
同一之御門江被為 入表御玄関ニ而 御下乗「都而御城代御案内仕」
御殿中御廻り「御梅・御刀懸先達而 御上段江出置」相濟而中御玄関内合 御駕被為 召矢来御門江 御懸り、小天守口ニ而 御下乗、御天守五重目迄被為 成「御梅・御刀懸先達而出置」小天守江渡御相濟而、小天守口ニ而兩錠口江御懸り、御具足多門北之口ニ而被為 入、御矢櫓御多門御具足 御覽、辰巳御橋下北之口より御鎗御多門江渡御、御鎗・御長刀等 御覽、同所北之口令御旗多門江 渡御、御旗御覽、

同所北之口令輪御多門内通り被為 成、西之口ニ而被為 下 御駕被為 召矢来御門ガ東一之御門・同二之御門・堺御門・御塙藏前通り、御塙藏御門江 御懸り、東御弓矢多門江被為 成、御下乗、東之口より被為 入、同所御矢櫓西御弓矢御多門・三階御矢櫓・鉄御多門・磨御藏・大筒御藏・御旅簡御藏御順覽相濟而 御駕被為 召、透御門、吹貫御門江 御懸り
御左之方番所前
御深井九番頭
以上
二月〔以上追加終る〕
其内ニ九ツ少シ過より御露次口 出御、拍子木御門江 御懸り 御本丸御殿江御玄関より 御上り、中ノ口〔〔中御玄関ノ事〕〕ガ御天守・小天守兩錠口ニ御具足・御鎗・御旗・輪等御多門門・御塙藏より御弓矢段々御巡覽、夫より御殿内・月見御櫻江被為 入、櫻御多門外御門〔櫻形之冠木御門辺迄御成被遊しと也、櫻御多門とは常ニいふ櫻多御門之舊称なり〕迄御巡覽、七ツ前頃ニ 婦御、無御滞被為 済候 今日羽織袴着用いたし候
〔私ニ云、別記ニ織田遠江殿痛所ニ而、此節御引籠ニ付、中條東四郎殿御一人尔て御勤被成候ト云々、此御時〔節〕〔代〕迄ハ 御成之節、御城代衆御案内之事別の子細もなく、東四郎殿御一人尔て前廢御用意向より御当日 御先立迄も始終御一人役尔て相濟、抜其節之趣拍子

木御門江御迎より走抜け、御殿中御先立、御駕之處ハ品ニ仍而
 御先へも御廻りト雖、まづハ大抵ハ、御後より御供被成、程よく
 御先へ抜け御案内被成、榎多御門、御覽之御節なども、御駕之あ
 たりに御徘徊被成、何時も御用之透間無之様尔と専被心懸候段、今
 日之御役儀肝要之事ニ而、帰御道と成候てハ、西拍子木御門内辺
 御道廣にも成候て、東早御用も御手明と申處より被走抜、東拍子木
 御門内尔て、御送も相済候由、東四郎殿家老役高橋仁作之談、多膳
 殿家老役高橋矢柄実談、矢柄ハ東四郎殿江も奉公致し、既此頃ハ
 御城内へも（追々）被召連候故振合能承知之由、文政年中ニ承置候
 段為後鏡此ニ記置】

以上

源明公御代中

寛政四年二月二十七日

源白様（御）二度目　御成（御）「生ル」道（順）「生ル」
 署圖

（繪図14）

図版の凡例

翻刻文中にも「図①」～「図⑭」と、図版の場所を表しています。

また、16・17ページの「尾張藩主および一族の天守・本丸御殿巡覧」にある「図版」の番号とともに対応します。

図④と図⑫を除き、一ページ上段に原本の画像を、下段にトレース図を載せました。

図④と図⑫は画像・トレースで各一ページずつを使い、それぞれ見開きになるように配した。図⑫を見開きにする関係で、図⑪の次に図⑬がきます。

原本の墨字は黒色で、朱字は赤色で表しました。抹消（削除）の指示がある文字（枠で囲っているものが多い）は、濃度を黒・赤とも薄くしています。

図版の目次

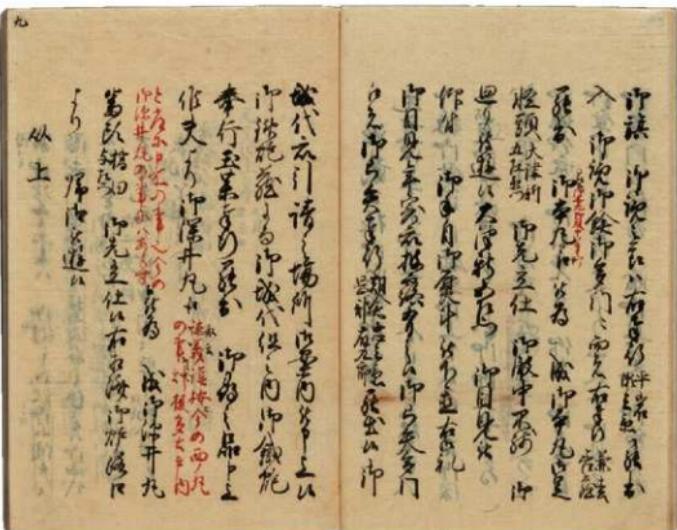
① 御座所之古体	63
② 宗勝 元文四年（一七三九）	64
③ 宗勝 寛延三年（一七五〇）	65
④ 宗勝 宝暦二年（一七五三）	66
⑤ 宗勝 宝暦四年（一七五四）	68
⑥ 宗勝 宝暦五年（一七五五）	69
⑦ 宗勝 宝暦七年（一七五七）	70
⑧ 宗勝 宝暦九年（一七五九）	71
⑨ 宗睦 宝暦十三年（一七六三）	72
⑩ 宗睦 天明六年（一七八六）	73
⑪ 宗睦 寛政二年（一七九〇）	74
⑫ 治休 天明六年（一七八六）	75
⑬ 治休 安永元年（一七七二）	76
⑭ 治行 寛政四年（一七九二）	78



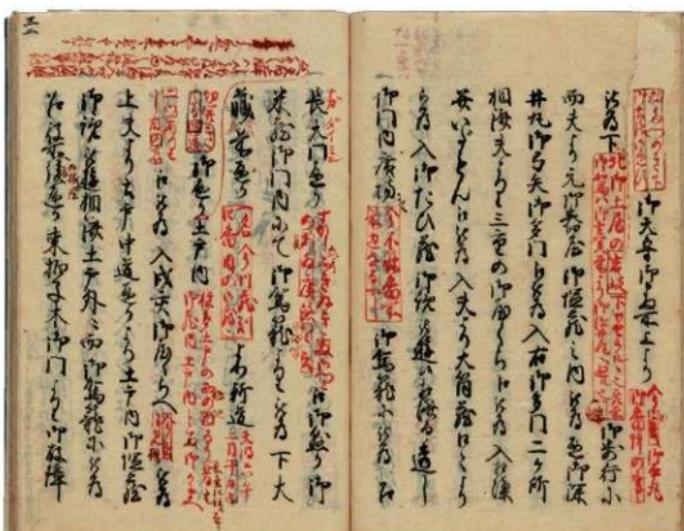
図絵1 「国秘錄 御巡覽留統編 一」表紙



図絵2 「国秘錄 御巡覽留統編 一」本文（翻刻文 20頁）

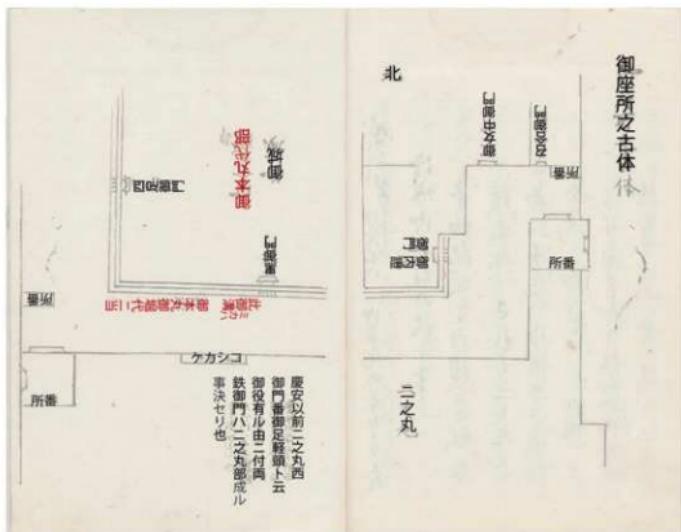
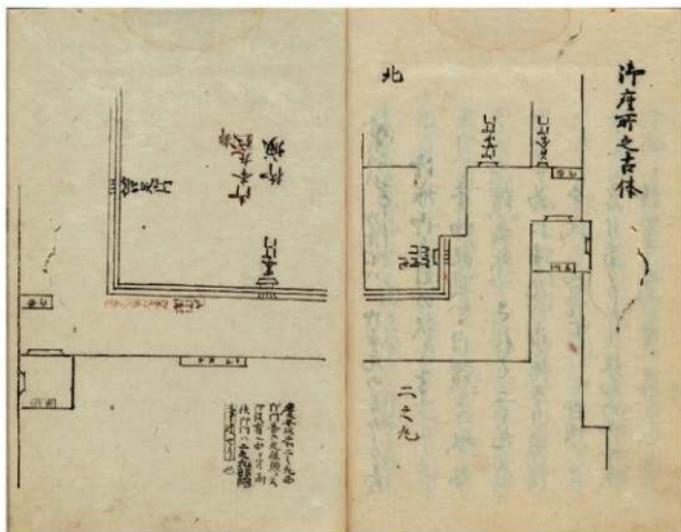


図絵3 「国秘録 御巡覧留続編 二」本文（翻刻文 30頁）

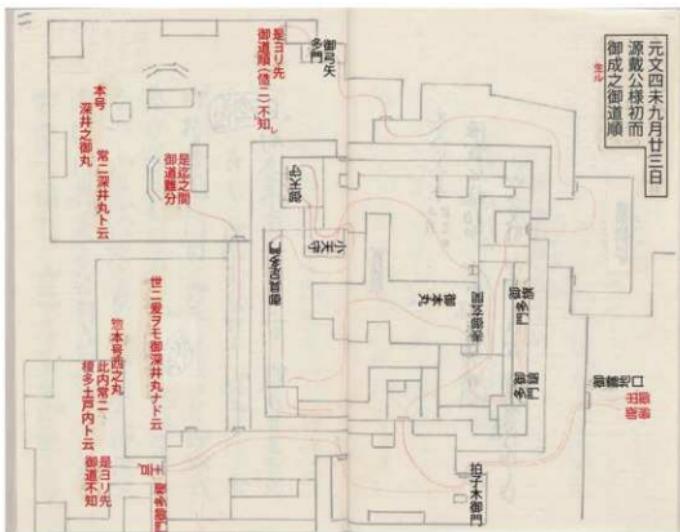
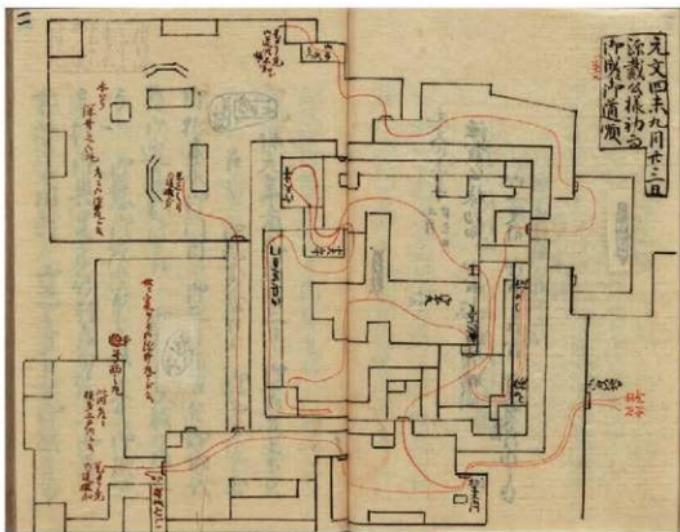


図絵4 「国秘録 御巡覧留続編 三」本文（翻刻文 51～52頁）

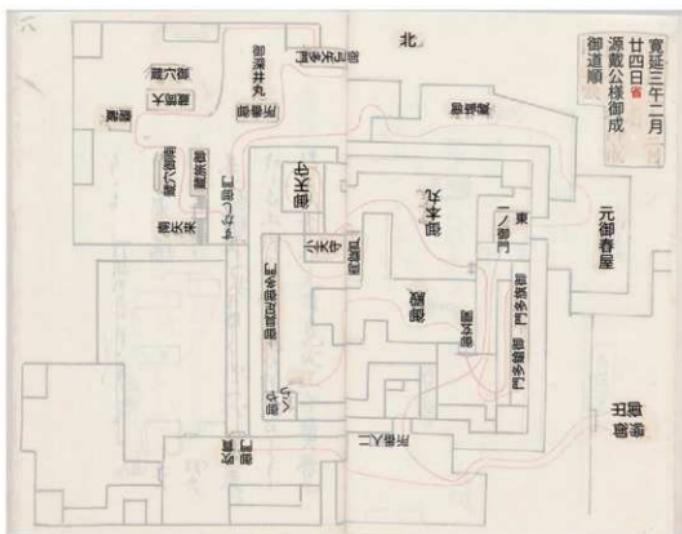
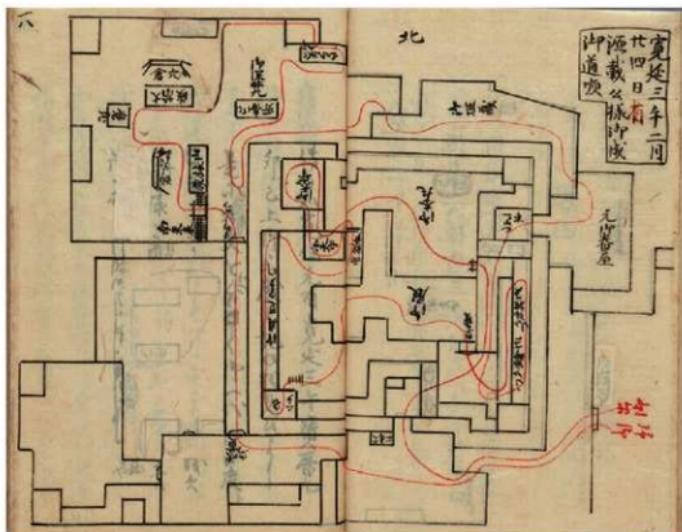
図版1 御座所之古体 翻刻文27頁（「御巡覧留続編一」）



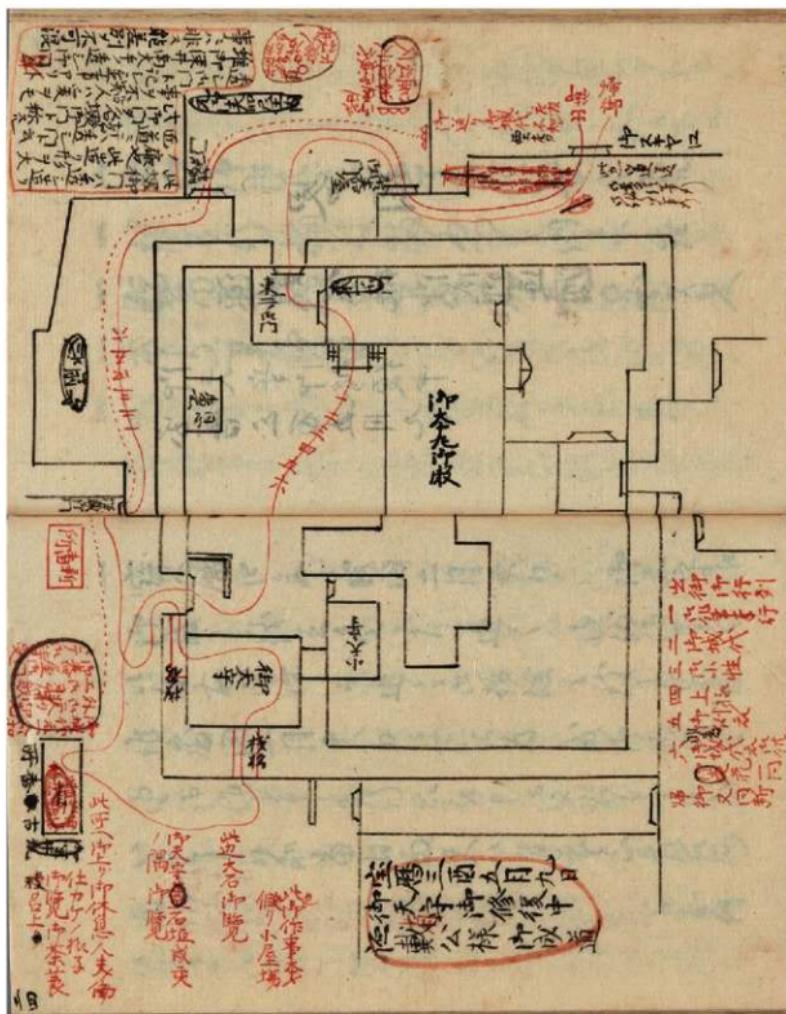
図版2 宗勝 元文4年（1739）翻刻文30頁（「御巡覧留続編 二」）

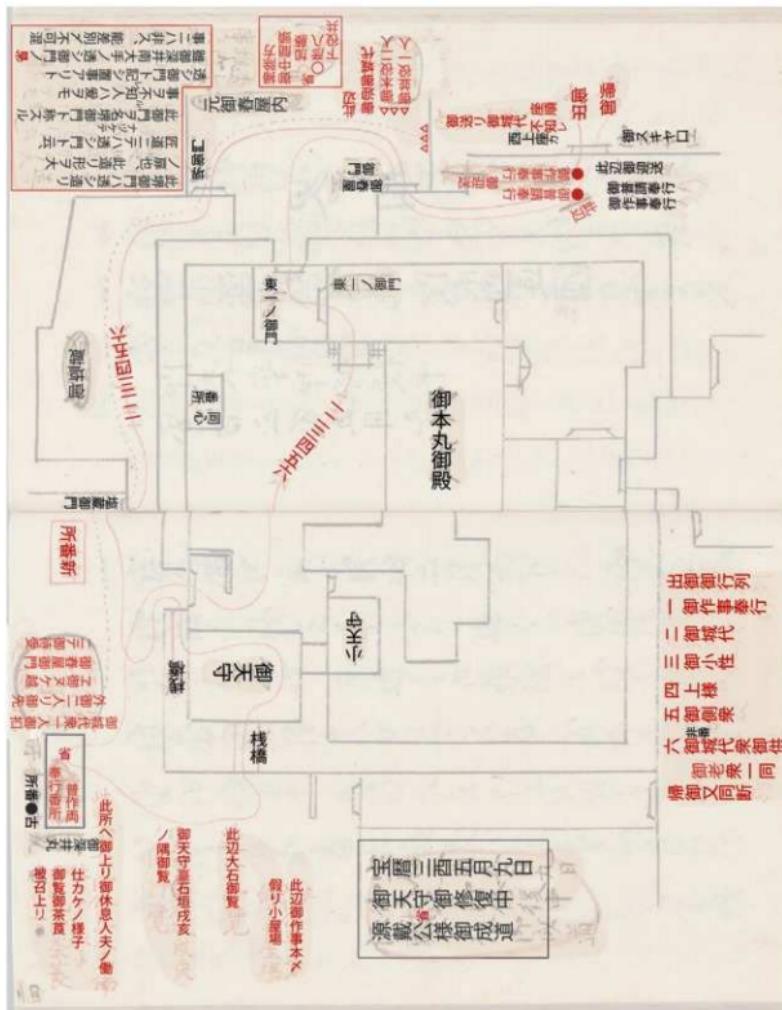


図版3 宗勝 寛延3年（1750）翻刻文32頁（「御巡覧留続編 二」）

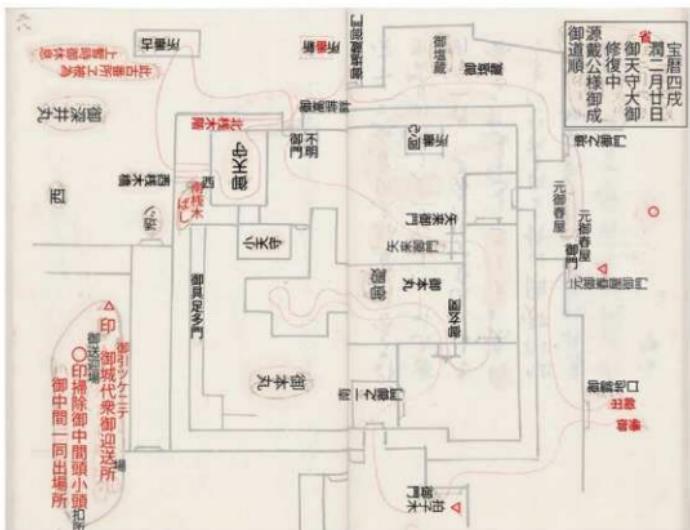
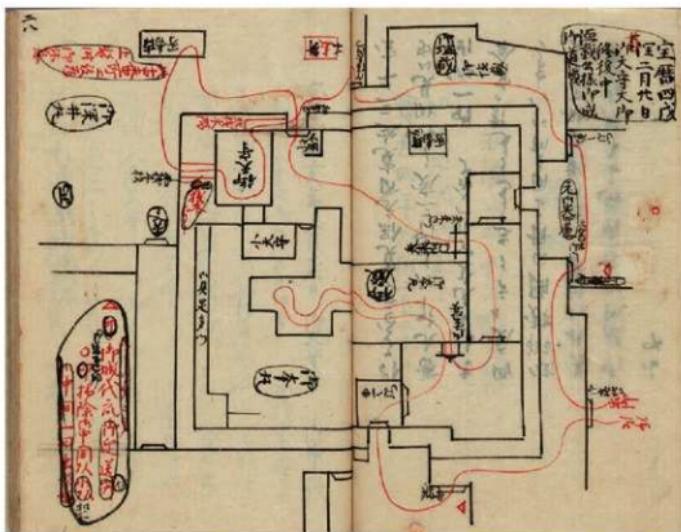


図版4 宗勝 宝暦3年（1753）翻刻文34頁（「御巡覧留続編 二」）

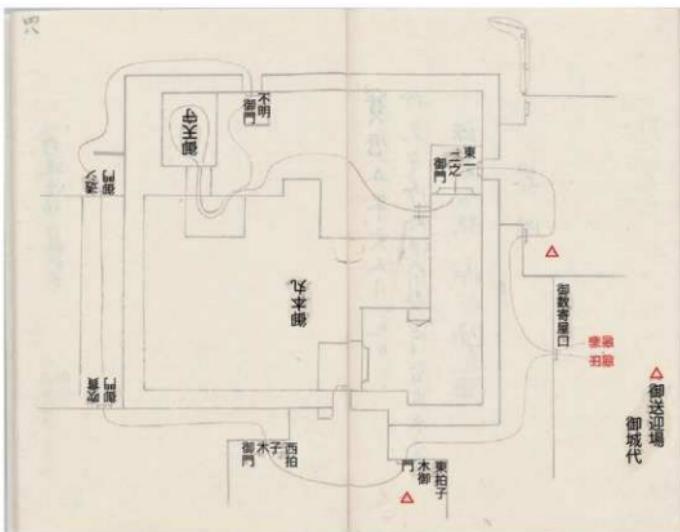
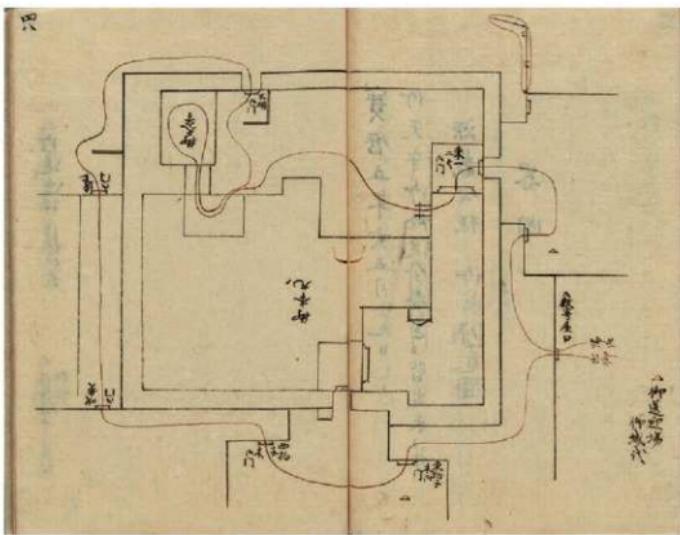




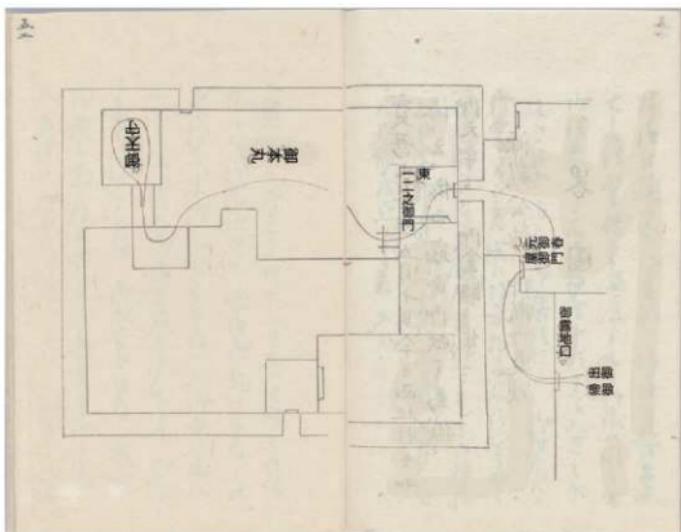
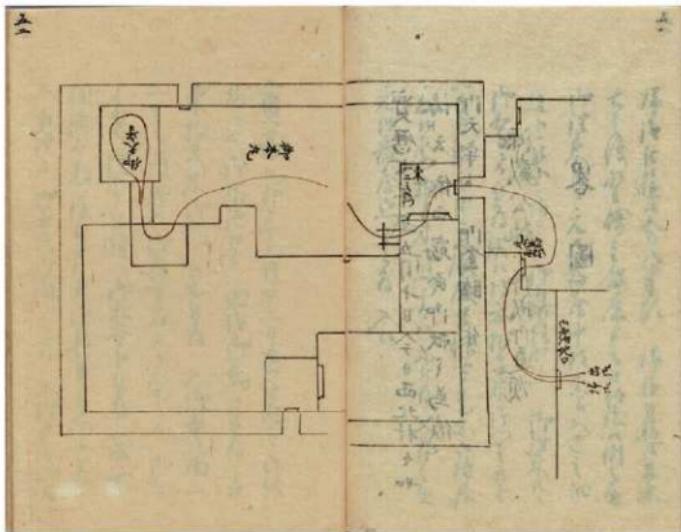
図版5 宗勝 宝曆4年（1754）翻刻文35頁（「御巡覧留続編 二」）



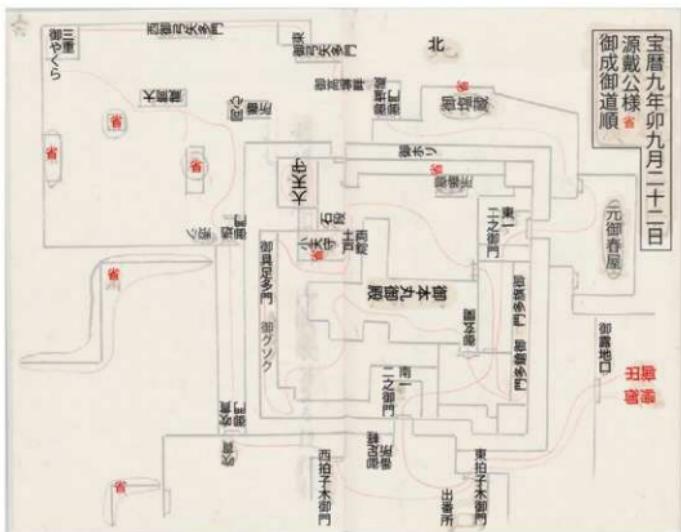
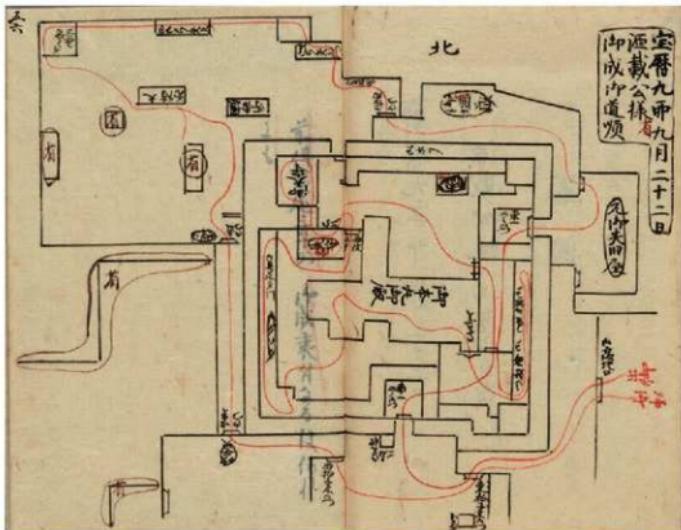
図版6 宗勝 宝暦5年（1755）翻刻文41頁（「御巡覧留続編二」）



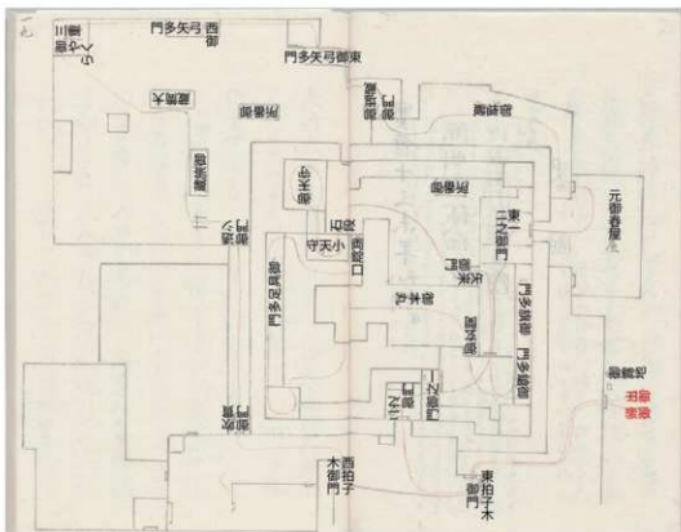
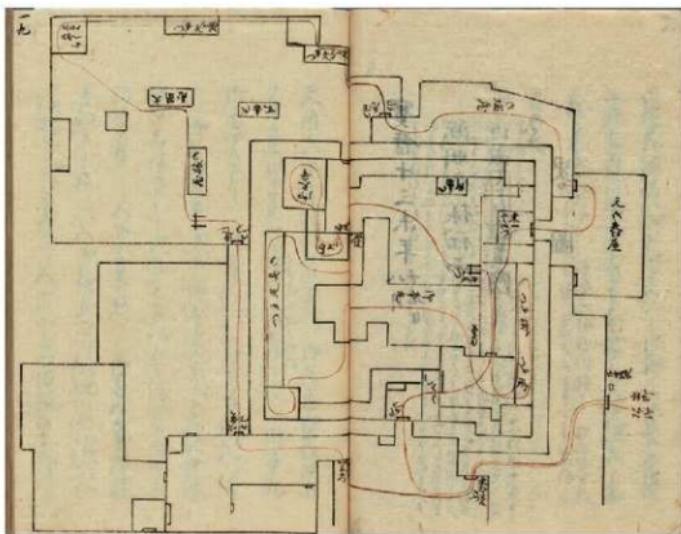
図版7 宗勝 宝暦7年（1757）翻刻文41頁（「御巡覧留続編 二」）



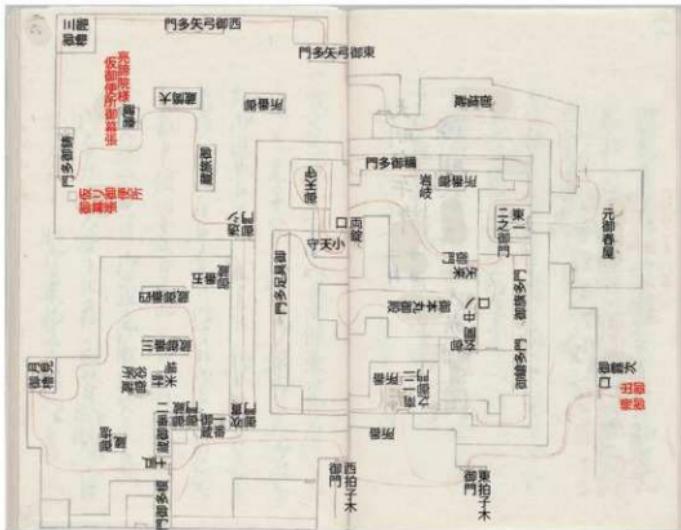
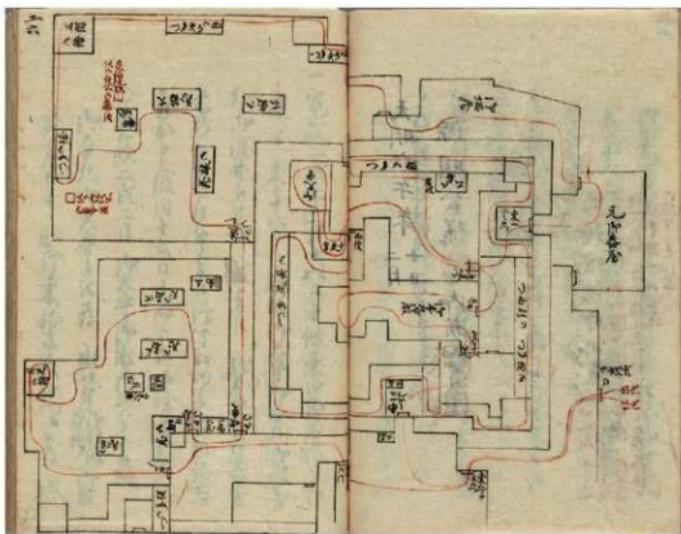
図版8 宗勝 宝曆9年（1759）翻刻文42頁（「御巡覧留続編 二」）



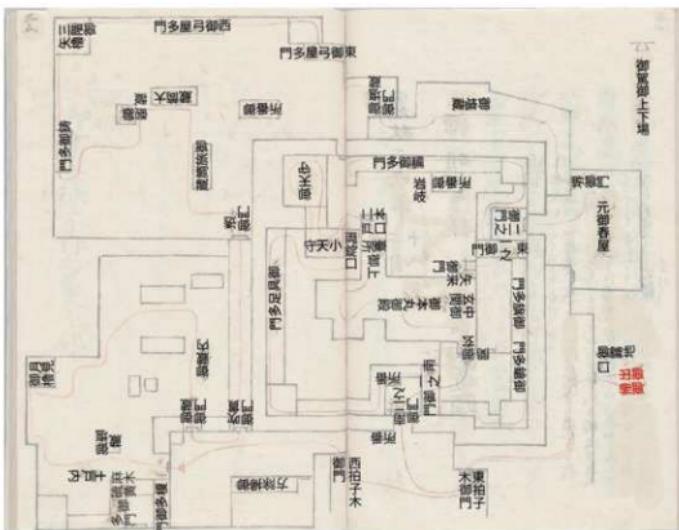
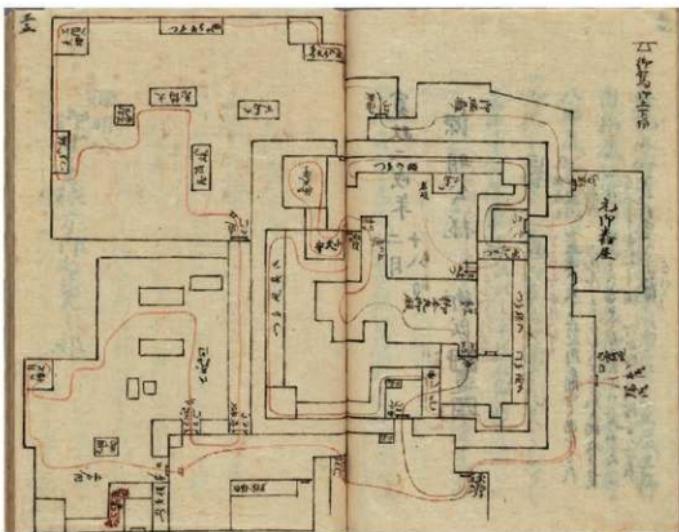
図版9 宗睦 宝曆13年（1763）翻刻文47頁（「御巡覧留続編 二」）



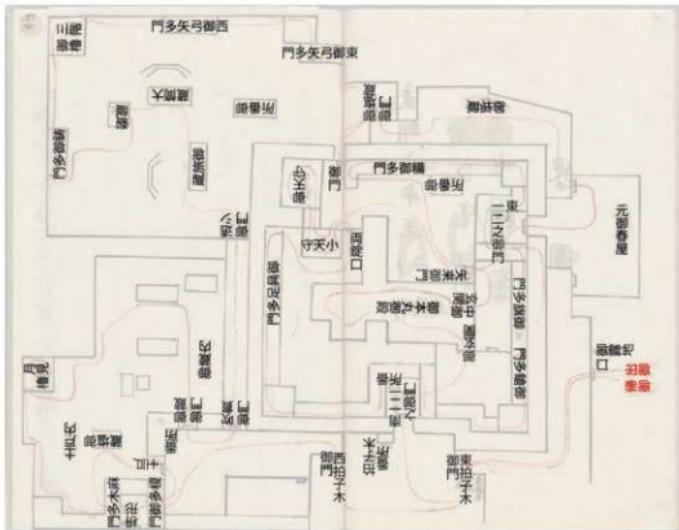
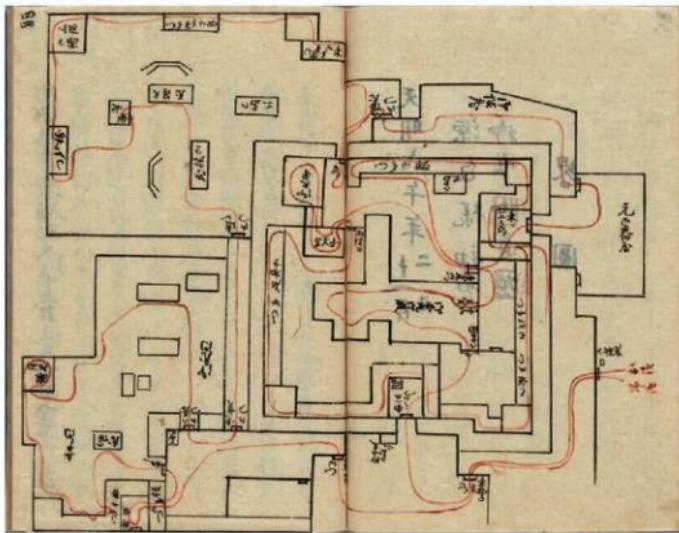
図版10 宗睦 天明6年（1786）翻刻文49頁（「御巡覧留続編 三」）



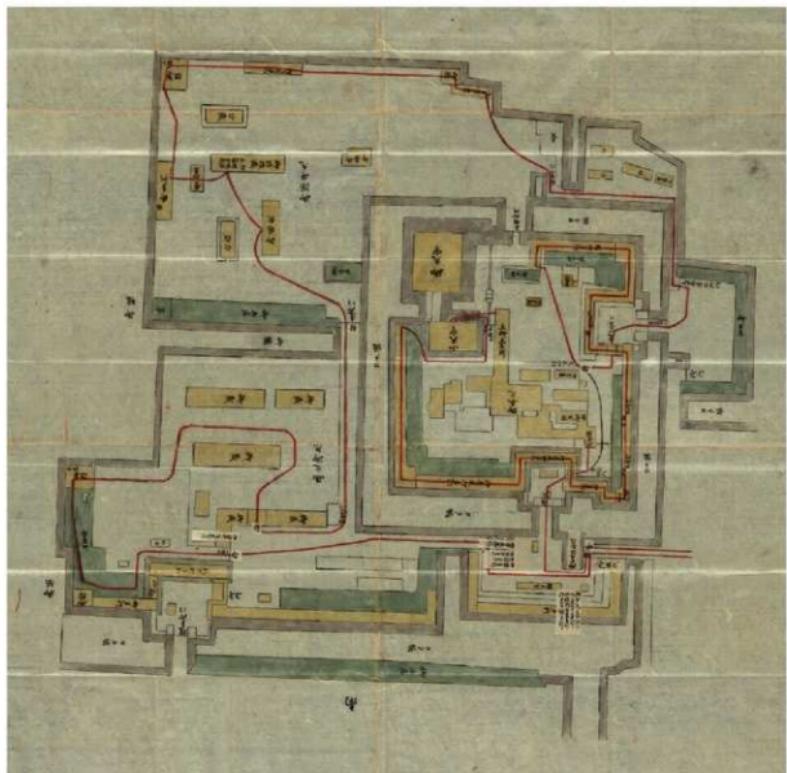
図版11 宗睦 寛政2年（1790）翻刻文52頁（「御巡覽留続編 三」）

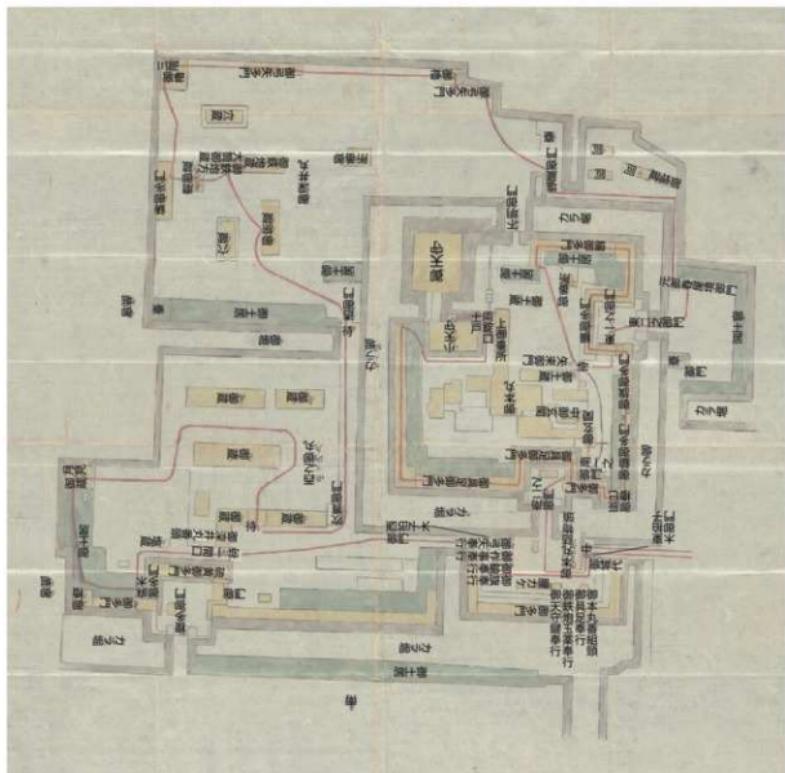


図版13 治行 天明6年（1786）翻刻文55頁（「御巡覧留続編 三」）

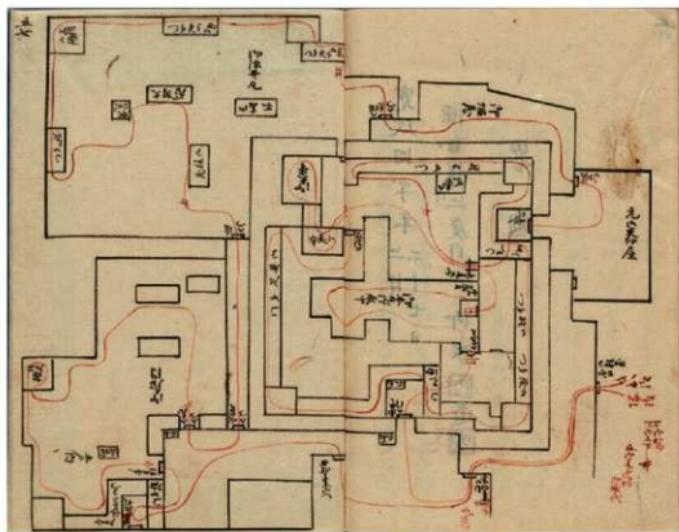


図版12 治休 安永元年（1772）翻刻文53頁（「御巡覧留続編 三」）





図版14 治行 寛政4年（1792）翻刻文58頁（「御巡覧留続編 三」）



名古屋城調査研究報告 8

名古屋城史料叢書2
国秘錄 御巡覽留稿篇

発行日：令和六年（2024）三月三十一日

編集・発行：名古屋市観光文化交流局

名古屋城総合事務所

名古屋城調査研究センター

名古屋市中区本丸一番一号

（翻刻担当：種田祐司）

協力：公益財團法人徳川黎明会

徳川政史研究所

印刷・製本：西濃印刷株式会社